

OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS AND LAW

法学部
FACULTY OF LAW
履修要項
2023年度入学生用



大阪経済法科大学

法学部

FACULTY OF LAW

履修要項

2023年度入学生用

OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS AND LAW



大阪経済法科大学

建学の理念・本学の教育目的	4
学位授与の方針 (DP)、教育課程の編成・実施の方針 (CP)	5

I 法学部法律学科教育課程

①卒業要件 (2023年度入学生)	8
法学部法律学科卒業要件	
(1) 共通教育科目 (A欄) (2) 法学部専門教育科目 (B欄) (3) その他 (C欄)	
②法学部法律学科カリキュラムの概要 (2023年度入学生)	10
(1) 必修科目 (2) 学部基本科目 (3) コース制と履修モデル	
③各コースの内容と履修モデル (2023年度入学生)	12
(1) 法曹・法律専門職コース 法曹・法律専門職コースの履修モデル	
(2) 公務員コース 公務員コースの履修モデル	
(3) 企業法務コース 企業法務コースの履修モデル	
④2023年度 法学部法律学科開設科目一覧表 (カリキュラムマップ)	24
(1) 共通教育科目一覧表 (2) 法学部専門教育科目一覧表	
⑤カリキュラムツリー	32
⑥初年次教育	34
初年次教育プログラム	
⑦演習 (ゼミナー)	35
⑧キャリア形成のための科目	36
⑨共通教育科目	38
(1) 外国語科目 (国際学部を除く)	
(2) 教養科目	
(3) 海外留学科目 (海外語学研修・留学の単位認定)	
⑩数理・データサイエンス・AI教育プログラム	40
(1) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて	
(2) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの学修目標	
(3) 対象学生と履修方法	
(4) プログラムの構成科目と修了要件	
⑪留学生の日本語教育	41
⑫資格取得について	43
(1) 資格取得のすすめ (2) 技能資格の単位認定	
⑬単位互換履修生	47
⑭経済学部 専門教育科目一覧表【法学部生用】	48

II 編入学生履修案内

①編入学生履修案内	52
(1) 学修における注意点 (2) 履修制限単位 (3) 卒業要件 (2023年度編入学生)	
法学部卒業要件	
(1) 共通教育科目 (A欄) (2) 法学部専門教育科目 (B欄) (3) その他 (C欄)	

III 教職課程

①教職課程	58
(1) はじめにー「教師」を目指す学生へ (2) 大学全体の教員養成の目標	
(3) 法学部法律学科の教員養成の目標 (4) 教職課程の各年次における計画	
(5) 教職課程の登録・履修方法 (6) 教職課程に関するサポート体制	

資 料

大阪経済法科大学学則	68
大阪経済法科大学法学部履修規程	79

建学の理念・本学の教育目的

(1) 建学の理念

「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」
「実学の精神を持った人材の育成」
「人権の伸長と国際平和への貢献」

建学の理念は、創立者金澤尚淑博士の信念に基づくものです。

金澤博士は、経済学と法学の両方を学び、その後、実業界に身を投じ、経済と経営に通暁するにつれ、法律に対する精確な認識が不可欠なことをあらためて確信しました。

金澤博士は、知識基盤社会の到来を予測して、学ぶ意欲を持ち、そのための努力を惜しまない者すべてに門戸が開かれた高等教育の実現に向けて尽力し、1971年1月27日、学校法人大阪経済法律学園を設立し、同年4月、大阪府八尾市に経済学部と法学部の2学部からなる大阪経済法科大学を開設しました。

本学園はグローバル化する現代社会の中で、教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献に力を注ぎ、海外の大学・研究機関と幅広いネットワークを築き上げてきました。2016年4月、これらの経験をふまえて、新たに国際学部を設置しました。また、2019年4月には経済学部経営学科を改組して経営学部を設置し、4学部を擁する社会科学系総合大学へと発展しています。

本学園は、建学の理念を、「学校法人大阪経済法律学園寄附行為」前文に、次のように定めています。

創立者金澤尚淑博士は、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる。」との信念に従い、万人に開かれた高等教育の実現を目指し、幾多の苦難を乗り越えて、一九七一年（昭和四十六年）に学校法人大阪経済法律学園を設立した。本学園は、創立者の建学の理念に基づき、広く知識を教授し、実践の中から真理を探求する実学の精神を持った人材の育成を行うとともに、教育研究を通じて人権の伸長と国際平和に貢献することを使命とする。

(2) 本学の教育目的

本学は建学の理念に基づき、大学の使命及び目的に関連して、「大阪経済法科大学学則」第1条に次のように定めています。

本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを使命とする。

本学は、この教育目的にそって、学生の皆さんに対し専門教育並びに教養教育を行っています。経済学部経済学科は、「経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」（学則第2条第2項（1））、経営学部経営学科は、「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。」（学則第2条第2項（2））、法学部法律学科は、「基礎的な法学教育を土台として、法学を中心とする高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。」「論理的な法的思考力と豊かな表現力とともに、情報、英語等の基本的な知識・技能を修得し、社会科学を中心とした幅広い教養を身につけている。」（同第2条第2項（3））、国際学部国際学科は、「異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。」（同第2条第2項（4））こととしています。

本学の使命及び目的は、学生の皆さんが本学での学生生活を通じて専門知識と幅広い教養及び就業力を身につけ、グローバル化・情報化が進む社会において、自らの能力と個性を發揮して活躍することができるよう、教育と環境を提供することです。

学位授与の方針(DP)、教育課程の編成・実施の方針(CP)

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、DP）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、CP）については、中央教育審議会大学分科会大学教育部会が平成28年3月31日に発表した「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインにおいて、以下のように説明されています。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、DP）

各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの。

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、CP）

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。

これらの方針を策定する意義として、学生の皆さんにとって、自らの学ぶ教育課程の目標や構造などを十分に理解した上で、個々の学修活動に自覚的に取り組むことで、学間に主体的に向き合い、より密度の濃い学修成果を得ることが可能となります。

これらの方針を念頭において、本学における学修を進め、希望進路を実現することを期待しています。

法学部法律学科の学位授与の方針（DP）

法学部法律学科は、「基礎的な法学教育を土台として、法学を中心とする高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う」（学則第2条第2項（3））。この教育研究上の目的に鑑み、学士課程を通じて以下の能力を身につけている学生に対して「学士（法学）」の学位を授与する。

1. 自由、平等、民主主義などの価値原理を基礎とする、法学を中心とする高度な専門知識を体系的に理解している。
2. 現代社会の諸課題を理解し、法的知識・技能をもとにして、多様な価値観や利害関係に適した解決策を考える力を身につけている。
3. 現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。
4. 論理的な法的思考力と豊かな表現力とともに、情報、英語等の基本的な知識・技能を修得し、社会科学を中心とした幅広い教養を身につけている。

法学部法律学科の教育課程の編成・実施の方針（CP）

法学部法律学科は、学位授与の方針に基づき、以下のとおり教育課程の編成・実施の方針を定める。

1. コースの設定

各自の興味・関心、将来の進路志望に合わせた3コースを設定し、2年次からコースを選択して主体的に体系的学修を行えるよう、専門教育科目を配置する。

（1）法曹・法律専門職コース

法曹（弁護士、裁判官、検察官）となるため法科大学院への進学・司法試験合格に必要な能力を修得し、法律の専門家として活躍するための基礎的素養を有した人材を育成することを目的とする。そのため、基本七法（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）、その他の司法試験科目及び法曹特別演習等の専門教育科目を配置し、法曹として求められる知識の定着、論理的な法的思考力の育成を図る。

（2）公務員コース

行政職、警察官・消防官等の公安職及び教員を目指し、即戦力として活躍できる人材を育成することを目的とする。そのため、行政法、行政学及び公務員特別演習等の専門教育科目を配置し、「全体の奉仕者」として誇りと使命感をもって社会に貢献できる知識・技能・素養の育成を図る。

（3）企業法務コース

民間企業を中心に幅広い分野で活躍できる能力を修得し、それぞれの志望分野において即戦力として活躍する人材を育成することを目的とする。そのため、企業法・労働法を中心とした専門教育科目を配置し、企業管理運営・企業法務等において実際に役立つ知識・技能の修得を図る。

I 法学部法律学科 教 育 課 程

2. 順次性に基づく教育課程

学生が基礎から応用へと順次性に基づき学修を進めていくことができるよう、以下のカリキュラムを編成する。

(1) 専門必修科目

初年次教育においては、法学の基礎をはじめ、実定法の中心をなす憲法・民法・刑法を概観する科目を必修科目とし、専門学修を進めていく上での基礎的な知識や論理的思考方法を身につけられるようにする。また、情報処理において必要となる基礎的な知識・技能を身につけるため、情報処理基礎及びデータサイエンス基礎を必修科目とする。

(2) 学部基本科目

憲法、行政法、民法、刑法、商法、労働法の基本科目を学部基本科目（選択必修科目）とし、専門学修を進めていく上での基礎的な知識や応用力を身につけられるようにする。

(3) 各分野の専門教育科目・コース基本科目

法学を中心とする発展的な知識を学修できる科目を配置し、そのうち選択するコースごとに、将来の進路に対応した科目群をコース基本科目（選択必修科目）とする。また、履修モデルを明示し、各コース・モデルの体系的かつ順次性のある学修ができるようにする。

(4) 演習

1年次の基礎演習における学修を土台として、2年次以降の演習では、学生が興味・関心、将来の進路志望に合わせて専攻分野・テーマを選択し、法学を中心とする知識や技能、論理的思考方法などの基本的学修を発展できるようにする。また、演習の学修を通じて、コミュニケーション能力・組織マネジメント能力・調査能力・プレゼンテーション能力・交渉力などのジェネリックスキルを養う。基礎演習・演習は履修指定科目とする。

(5) 特別演習

法曹特別演習では法曹等に必要な専門的な法的知識及び論理的展開力を、公務員特別演習では行政職公務員、警察官・消防官等の公安職に必要な課題解決能力・危機管理能力を重点的に養う。

(6) 共通教育科目

法学部法律学科における専門教育とともに、情報、英語等の基本的な知識・技能の修得や社会科学を中心とする幅広い教養の養成に必要な科目群を共通教育科目として配置する。また、必修の英語科目を設定する。

(7) キャリア形成科目

学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を身につけられるようキャリア形成科目を配置する。

(8) 教職課程科目

教育職員免許法及び関連法令に基づき、中学一種免許状（社会）、高等学校一種免許状（地歴・公民）の取得に必要な教職課程科目を配置する。

(9) 他学部履修

他学部で設置されている科目の中から、各コースの目的に応じて、必要な科目を上限単位数の範囲内で履修できるようにする。

3. 学修方法・学修過程

各科目の学修目標に応じて、学修方法・学修過程を定める。

(1) 理論学修と合わせて、学生が主体的な学修を進めていくことができるよう、双方向型授業、模擬裁判などの体験型授業などのアクティブラーニングを取り入れる。

(2) (1)を実践するために、少人数教育、ICTなどの教育支援ツールを使用した学修空間を形成する。

(3) 学修の成果を発表する機会（学生研究発表大会など）を設定し、多様な交流活動を通して、他者を理解し、尊重し、自己表現することの大切さを学ぶ機会を設ける。

4. 学修成果の評価

(1) 各科目の学修成果の評価は、授業への出席・参加状況のほか、中間試験、レポート、定期試験など、各シラバスに定める成績評価の方法・基準に基づき行う。

(2) 卒業までの教育課程を通じた学修成果の評価は、各科目の成績、修得単位数、GPA、取得資格及び法科大学院・公務員等の進路等により総合的に行う。

1 卒業要件 (2023年度入学生)

法学部法律学科卒業要件

2023年度入学生

授業科目		卒業に要する単位数	
A 欄	共通教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○必修要件 <ul style="list-style-type: none"> ・英語A、英語B、英語C、英語Dの4科目4単位必修 ただし、外国人留学生は、英語科目的必修要件を、日本語I、日本語II、日本語III、日本語IV、日本語V、日本語VIのいずれか2科目4単位の修得をもって満たすことができる。 	20単位 以上
B 欄	専門教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○必修要件 <ul style="list-style-type: none"> ・法学の基礎、憲法I、民法総則I、刑法総論I、情報処理基礎、データサイエンス基礎の6科目12単位必修 ・憲法II（人権）、憲法II（統治）、行政法総論I、行政法総論II、民法総則II、物権法I、物権法II、債権総論I、債権総論II、債権各論I、債権各論II、家族法I、家族法II、刑法各論I、ビジネス法務、労働基準法から20単位選択必修 ・コース基本科目から24単位選択必修 ○経済学部開講の専門教育科目のうち、別に定める授業科目の単位を、24単位までB欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。 	90単位 以上
C 欄	その他 共通教育科目 又は 専門教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○共通教育科目及び専門教育科目から14単位 ○技能資格等及び専門教育科目区分の教職課程関連に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できる。 	14単位 以上
合 計			124単位

(1) 共通教育科目(A欄)

卒業するには、共通教育科目より、20単位以上修得すること。

英語A、英語B、英語C、英語Dの4科目4単位必修

ただし、外国人留学生は、英語科目的必修要件を、日本語I、日本語II、日本語III、日本語IV、日本語V、日本語VIのいずれか2科目4単位の修得をもって満たすことができる。

(2) 法学部専門教育科目(B欄)

卒業するには、法学部専門教育科目より、90単位以上修得すること。ただし、法学の基礎、憲法I、刑法総論I、民法総則I、情報処理基礎、データサイエンス基礎の6科目12単位が必修。また、学部基本科目より20単位、選択したコースの基本科目から24単位以上を修得すること。

必修科目

●下記の6科目12単位を修得すること。

必修科目 (6科目12単位必修)			
法学の基礎	憲法I	民法総則I	刑法総論I
情報処理基礎	データサイエンス基礎		

学部基本科目における選択必修

●下記16科目から10科目20単位修得すること。

選択必修科目 (20単位必修)			
憲法II（人権）	憲法II（統治）	行政法総論I	行政法総論II
民法総則II	物権法I	物権法II	債権総論I
債権総論II	債権各論I	債権各論II	家族法I
家族法II	刑法各論I	ビジネス法務	労働基準法

コース基本科目における選択必修

●各コースとも、コース基本科目から24単位以上を修得すること。

●法曹・法律専門職コース

コース基本科目 (17科目)	行政救済法I、行政救済法II、税法I、税法II、刑法総論I、刑法各論I、刑事訴訟法I、刑事訴訟法II、民事訴訟法I、民事訴訟法II、会社法I、会社法II、商取引法I、商取引法II、労働契約法、労使関係法、雇用政策法
-------------------	---

●公務員コース

コース基本科目 (21科目)	政治学入門、経済学入門、行政救済法I、行政救済法II、地方自治法、刑事政策、刑事訴訟法I、刑事訴訟法II、少年法、不動産法、会社法I、商取引法I、社会保険法、社会福祉法、国際法I、政治過程論、行政学、地方自治論、警察行政概論、警察法令概論、消防行政概論
-------------------	--

●企業法務コース

コース基本科目 (24科目)	税法I、税法II、民事訴訟法I、民事訴訟法II、不動産法、国際私法、知的財産法I、知的財産法II、会社法I、会社法II、商取引法I、商取引法II、支払決済法、経済法、金融商品取引法、スポーツ・ビジネス法務、労働契約法、労使関係法、雇用政策法、社会保険法、社会福祉法、国際政治学、スポーツ法
-------------------	--

経済学部専門教育科目について

経済学部開講の専門教育科目のうち、別に定める授業科目の単位を、24単位までB欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できます。(経済学部 専門教育科目一覧表【法学部生用】(P.48-P.50参照))

(3) その他(C欄)

共通教育科目及び専門教育科目から14単位以上修得すること。

※技能資格等に関する単位について

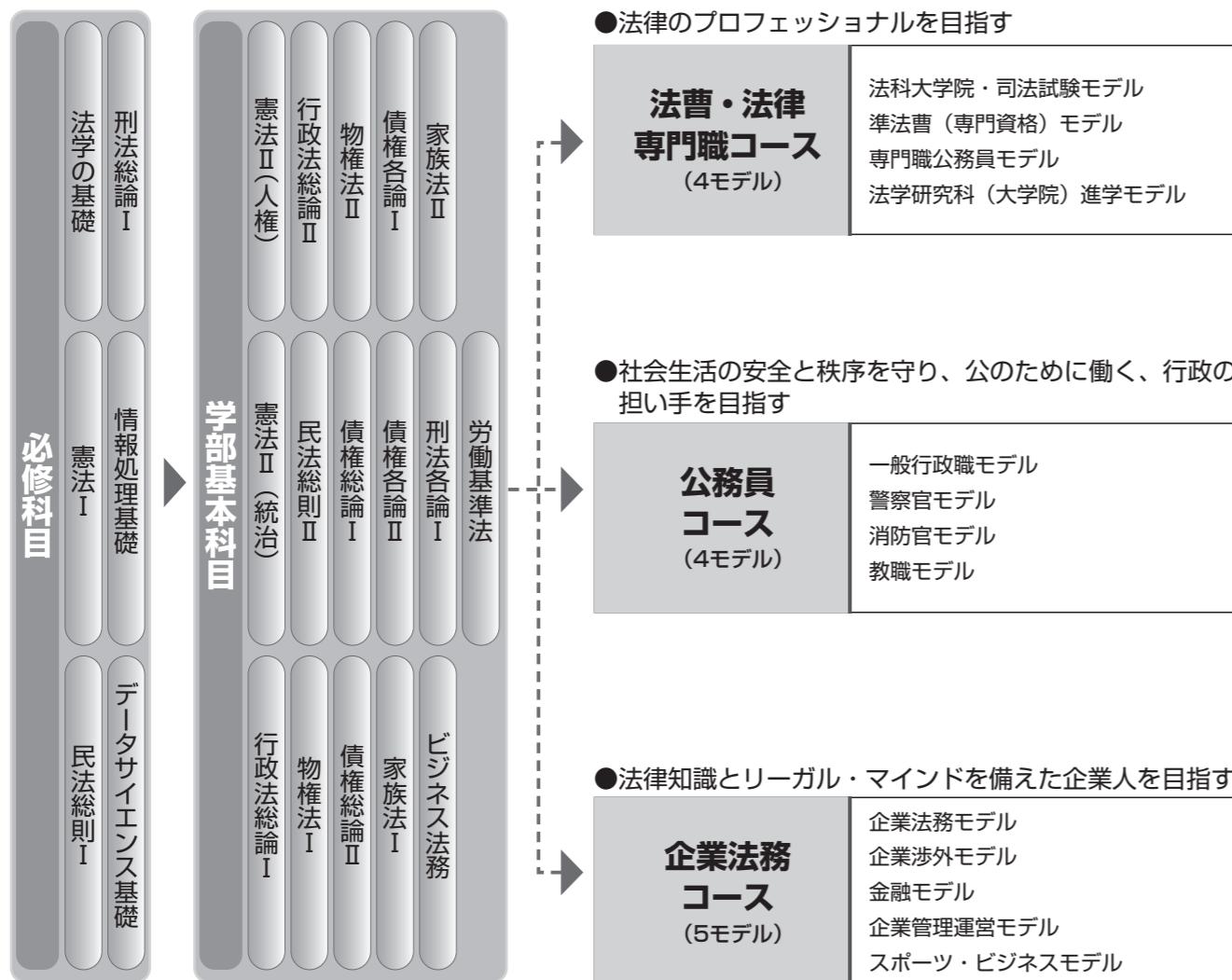
技能資格等に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できます。詳細については、「資格取得について-(2)技能資格の単位認定」(P.44)を参照してください。

※教職課程関連に関する単位について

教職課程関連に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できます。詳細については、「教職課程」(P.58)を参照してください。

法学部法律学科カリキュラムの概要 (2023年度入学生)

●法学部カリキュラムの概要は次のようになっています。



(1) 必修科目

必修科目は、4年間の専門的学修の出発点となる法学の基礎知識の修得を主な目的として開講されているものです。また、情報処理において必要となる基礎的な知識・技術を身につけるためにも設けられています。この必修科目には、6つの科目があります。1年次春学期および秋学期における履修の中心科目となります。

法学の基礎、憲法 I、民法総則 I、刑法総論 I、情報処理基礎、データサイエンス基礎

(2) 学部基本科目

学部基本科目は、公法系、刑法系、民事法系、企業法系、社会法系に属する16科目から構成されています。これらの科目は、各コースの発展的学修の土台を形作るもので、どのコースに進むとしても学修することが望ましい科目であり、積極的に学修することが求められます。卒業するには、この科目群から20単位以上修得する必要があるので、計画的に履修してください。

憲法 II (人権)、憲法 II (統治)、行政法総論 I、行政法総論 II、民法総則 II、物権法 I、物権法 II、債権総論 I、債権総論 II、債権各論 I、債権各論 II、家族法 I、家族法 II、刑法各論 I、ビジネス法務、労働基準法

(3) コース制と履修モデル

法学部では、みなさんの将来を見通して、それぞれの進路にあわせて体系的に履修できるよう、コース制を採用し、具体的にどのような科目を中心に履修したらよいかを履修モデルとして提示しています。将来どんな職業に就きたいのか、どのような人生を歩みたいのかなどをじっくり考え、それにふさわしい科目を履修するように心掛けてください。卒業要件として、選択したコースのコース基本科目の単位を24単位以上修得する必要があります。

それにふさわしいコース・モデルを選ぶとしても、これまで専門的に法学を学んだ経験がない1年次の段階では、4年間にわたる法学の基礎を身につけることが不可欠です。そのため、1年次には法学の基礎、憲法 I、民法総則 I、刑法総論 I をすべての学生が履修しなければなりません（必修科目）。

コースと履修モデルを具体的に意識しながら履修科目を選択するのは実質的に2年次からになります。次ページ以降では、コースと履修モデルを説明します。

第3セメスター（2年次・春学期）になると、将来の進路を踏まえ、コースを選択して学修に取り組むことになります。以下において、各コースの基本的な特徴について説明します。

(1) 法曹・法律専門職コース　－法律のプロフェッショナルを目指す－

1. 法曹・法律専門職コースの目標

このコースは、法曹（裁判官・検察官・弁護士）、司法書士・行政書士・税理士・社会保険労務士などの準法曹、裁判所事務官・検察事務官・国税専門官・労働基準監督官などの専門職公務員、法学研究科（大学院）進学などを目指す学生のためのコースです。法律の専門家になるためには、法的知識とそれに基づく法的思考力を身につけなければなりません。また、その前提として、社会全体に対する鋭い問題発見能力、論理的な思考力と問題解決能力が必要です。これらの知識や能力を獲得することがこのコースの目標です。

2. 法曹・法律専門職コースの基本科目（17科目）

このコースを選択し、卒業するためには、以下のコース基本科目から12科目24単位以上を修得することが必要です。履修モデルと各科目の配当年次を参考にしながら、計画的に履修してください。

法曹・法律専門職コースの基本科目（17科目）	
公法系科目	行政救済法Ⅰ・Ⅱ、税法Ⅰ・Ⅱ
刑法系科目	刑法総論Ⅱ、刑法各論Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ
民事法系科目	民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ
企業法系科目	会社法Ⅰ・Ⅱ、商取引法Ⅰ・Ⅱ
社会法系科目	労働契約法、労使関係法、雇用政策法

3. 法曹・法律専門職コースの履修モデル

法曹・法律専門職コースには、「法科大学院・司法試験モデル」、「準法曹（専門資格）モデル」、「専門職公務員モデル」、「法学研究科（大学院）進学モデル」の4つの履修モデルを用意しています。

(1) 法科大学院・司法試験モデル

このモデルは、司法試験に合格し、将来、法曹（裁判官・検察官・弁護士）になることを目指す学生のためのモデルです。その第一歩として法科大学院への進学（又は司法試験予備試験に合格）というハードルを乗り越えることを目標としています。そのためには、広く法曹としてふさわしい教養と能力を身につける必要があります。さらに、法解釈や判例の読み方などを確実に身につける訓練の場として「法曹特別演習」が開講されていますので、専門演習と並行して受講するようにしてください。

(2) 準法曹（専門資格）モデル

このモデルは、司法書士・行政書士・税理士・社会保険労務士などの準法曹を目指す学生のためのモデルです。いずれも難易度の高い試験に合格しなければなりません。したがって、各試験に合わせた正課とともに、エクステンションセンターの各試験対策講座の受講が望されます。

(3) 専門職公務員モデル

このモデルは、裁判所事務官・検察事務官・国税専門官・労働基準監督官などの専門職公務員を目指す学生のためのモデルです。専門職の公務員には、幅広い教養のほか、憲法、民法、刑法などの主要な法律科目に関する知識も求められます。専門職公務員になるためには、それぞれの公務員採用試験に合格しなければなりません。したがって、各試験に合わせた正課授業の受講とともに、エクステンションセンターの各試験対策講座の受講が望されます。

(4) 法学研究科（大学院）進学モデル

このモデルは、大学院の法学研究科に進学して、法学・政治学をより深く学ぼうとする学生のためのモデルです。法科大学院が司法試験受験資格を得られる専門職大学院であるのに対して、この法学研究科は、法学や政治学を学問的に研究する大学院です。法学研究科に進学するためには、各大学院の入学試験に合格しなければなりませんので、英語などの語学や目指す専門分野に関する知識を修得することが望されます。

法曹・法律専門職コースの履修モデル

		1年次		2年次		3年次		4年次		
共通教育科目	モデル	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター	
全モデル共通	英語A・B 数的処理 I A 文章作成 I	英語C・D 数的処理 I B 文章作成 II	数的処理 II A 文章理解 判断推理(論理)	数的処理 II B 判断推理(图形)						
演習	基礎演習A	基礎演習B	演習 I A	演習 I B		演習 II A	演習 II B	演習 III A	演習 III B	
			a・b・c【法曹特別演習 A・B・C・D】							
キャリア形成関連	キャリア開発A	キャリア開発B	キャリアデザインA	キャリアデザインB		キャリア演習A	キャリア演習B			
a 法科大学院・司法試験モデル	法学の基礎 戦後法制史 情報処理基礎 憲法 I 民法総則 I	政治学入門 経済学入門 データサイエンス基礎 憲法 II (人権) 刑法総論 I 民法総則 II	憲法 III (統治) 行政法総論 I 刑法各論 I 物権法 I 債権総論 I 債権各論 I 家族法 I ビジネス法務 法律実務の基礎	行政法総論 II 刑法総論 II 物権法 II 債権総論 II 債権各論 II 家族法 II 会社法 I 商取引法 I		行政救済法 I 民事訴訟法 I 会社法 II 刑法各論 II 刑事政策 刑事訴訟法 I 労働基準法	憲法 III 行政救済法 II 民事訴訟法 II 商取引法 II 刑事訴訟法 II 労働契約法	民事執行・保全法 労働関係法	支払決済法 倒産処理法	
b 準法曹（専門資格）モデル						行政救済法 I 民事訴訟法 I 会社法 II 刑法各論 II 刑事政策 刑事訴訟法 I 税法 I 不動産法 労働基準法 社会保険法	憲法 III 行政救済法 II 民事訴訟法 II 商取引法 II 刑事訴訟法 II 労働契約法 税法 II 社会福祉法 雇用政策法	民事執行・保全法 労使関係法	倒産処理法	
c 専門職公務員モデル						行政救済法 I 民事訴訟法 I 会社法 II 刑法各論 II 刑事政策 刑事訴訟法 I 税法 I 不動産法 労働基準法 社会保険法	憲法 III 行政救済法 II 民事訴訟法 II 商取引法 II 刑事訴訟法 II 労働契約法 税法 II 社会福祉法 雇用政策法	民事執行・保全法 労使関係法 行政学	倒産処理法	
d 法学研究科（大学院）モデル			政治学系の研究職 政治過程論 国際政治学			行政救済法 I 民事訴訟法 I 会社法 II 刑法各論 II 刑事政策 刑事訴訟法 I 税法 I 労働基準法 國際法 I	憲法 III 行政救済法 II 民事訴訟法 II 商取引法 II 刑事訴訟法 II 労働契約法 税法 II	知的財産法 I 行政学	知的財産法 II	
経済学関連科目		a・d 【社会経済学 I・II、経済政策論 I、社会政策、財政学 I・II】								
		b 【初級簿記、中級簿記、上級簿記】								
		c 【ミクロ経済学 I・II、マクロ経済学 I・II、経済政策論 I、社会政策、財政学 I・II】								
Sコース・資格講座	a・b・c・d【法職基礎講座】		a 【法科大学院入試対策講座】							
		b 【宅建士講座、行政書士講座、税理士講座、社労士講座】								
資格	法学検定、ビジネス実務法務検定	宅地建物取引士試験			行政書士試験					
学修目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法学・政治学分野の幅広い基礎的知識を修得する。 ・読み書きスキル、ICTスキル、分析力・構成力、グループワーク力、プレゼンテーション力といった基本的な汎用力を身につけるトレーニングを行う。 ・英語をはじめとする外国語運用能力を伸ばす。 ・興味・関心に応じて、人文・社会・自然等の教養分野の知識を広める。 ・キャリアに関する意識を持つ。 ・興味・関心・将来の進路志望に適したコース、演習を選択するために、コース、演習内容について理解する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法学・政治学の専門的知識を拡充させる。 ・実践的・能動的な取り組みを通して、基本的な汎用力のさらなる向上に努める。さらに、課題を発見する能力を向上させる。 ・キャリアに関する意識を高める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法学・政治学の専門的知識を深め、体系的に理解する。 ・実践的・能動的な取り組みをさらに重ねて、課題解決策を考える能力を向上させる。 ・キャリアに関する意識を具体化し、行動する。 ・インターンシップに取り組む。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法学・政治学の専門的知識を発展させるとともに、他者と協調・協働して課題解決策を考える能力を修得する。 ・社会人としての心得を修得する。 ・進路に関連する専門知識を拡充する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い法律知識を修得し、課題解決能力をさらに伸ばす。 ・目標とする進路を実現する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法・民法・刑法などの基本法律科目の基礎知識を修得する。 ・社会で生じる様々な法的課題に対し、問題点を正確に理解する能力を修得する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法・民法・刑法などの基本法律科目の理解を深める。 ・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法などの法律科目の知識を修得する。 ・様々な法的課題に対し、具体的な解決方法を検討する能力を修得する。 							

※各科目の開講学期は変更になる場合があります。

※Sコース・資格講座の名称等は変更となる場合があります。また、一部の講座は年度によって開講されない場合があります。

(2) 公務員コース 一社会生活の安全と秩序を守り、公のために働く、行政の担い手を目指す

1. 公務員コースの目標

このコースは、国民・地域住民を対象とした行政事務に携わる国家・地方公務員として働く一般行政職、国家安全や治安の維持に直結する海上保安官・入国警備官・麻薬取締官などの国家公務員、警察官・消防官の地方公務員として働く公安職を目指す学生のためのコースです。公務員コースでは、国民や市民に奉仕するための誇りと使命感を持った即戦力として活躍できる人材になるため、次の3つの力を身に着けることを目指します。

- 「国家公務員総合職試験・一般職試験」、「地方上級」、「警察官」、「消防官」などの公務員試験に合格する知識や能力
- 公務員として活躍する意欲と資質（公務員に求められる心構え、公務員としての能力・適性・倫理観、職務を遂行するため必要な能力）
- 行政の仕組み、公務員制度の概略とその実態、日本の行政システムの現状と課題について理解したうえで、行政に積極的に関与し、課題に取り組む能力

2. 公務員コースの基本科目（21科目）

このコースを選択し、卒業するためには、以下のコース基本科目から12科目24単位以上を修得することが必要です。履修モデルと各科目的配当年次を参考にしながら、計画的に履修してください。

公務員コースの基本科目（21科目）	
入門科目	政治学入門、経済学入門
公法系科目	地方自治法、行政救済法Ⅰ・Ⅱ
刑事法系科目	刑事政策、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、少年法
民事法系科目	不動産法、会社法Ⅰ、商取引法Ⅰ
社会法系科目	社会保険法、社会福祉法
国際法系科目	国際法Ⅰ
政治学系科目	政治過程論、行政学、地方自治論
学際科目	警察行政概論、警察法令概論、消防行政概論

3. 公務員コースの履修モデル

公務員コースには、「一般行政職モデル」、「警察官モデル」、「消防官モデル」、「教職モデル」の4つの履修モデルを用意しています。

(1) 一般行政職モデル

国や自治体の政策形成に関与する一般行政職公務員には、国や自治体が直面する課題について理解し、その解決に向けて、全体の奉仕者としての使命感や気概を持って行動することが求められています。

そのため、一般行政職モデルでは、憲法・民法・行政法などの実定法科目とともに、政治学、行政学、経済学などの科目を中心とする履修モデルを提示しています。さらに、公務員には何が求められているかをよく理解し、公務員として働くための教養を身につけることを目的に「公務員特別演習（行政クラス）」が開講されていますので、2年次には「公務員特別演習Ⅰ」を、3年次には「公務員特別演習Ⅱ」を、4年次には「公務員特別演習Ⅲ」を履修してください。

この他、公務員採用試験対策としては、公務就職支援室での個別指導やエクステンションセンターで開講されるSコースを受講してください。

(2) 警察官モデル

市民生活の安全と社会秩序の維持に携わる警察官には、地域社会が直面する課題について理解するとともに、高い精神力と倫理観、そして強靭な肉体を兼ね備えることが求められています。

そのため、刑法系科目を中心とする履修モデルを提示しています。さらに、警察行政概論や警察法令概論についても学ぶことができます。

「国家・国民の安全や治安対策とは何か」を理解し、海上保安官・入国警備官などの国家公務員や地域住民の安全と治安責任を担う警察官の職に就くための素養を広く身につけることを目的に「公務員特別演習（警察クラス）」が開講されていますので、2年次には「公務員特別演習Ⅰ」を、3年次には「公務員特別演習Ⅱ」を、4年次には「公務員特別演習Ⅲ」を履修してください。

警察官採用試験対策としては、公務就職支援室での個別指導や、エクステンションセンターで開講されるSコースを受講してください。

(3) 消防官モデル

警察官と同様、地域安全の予防活動や火災・災害などから住民の生命と財産を守る救急・救命に携わる消防官には、地域社会が直面する安全と防災の課題について理解するとともに、高い精神力と倫理観、そして強靭な肉体を兼ね備えることが求められています。

そのため、消防官の仕事とは何かを理解し、その職に就くための素養を広く身につけることを目的に、「消防行政概論」や「公務員特別演習（消防クラス）」が開講されていますので、2年次には「公務員特別演習Ⅰ」を、3年次には「公務員特別演習Ⅱ」を、4年次には「公務員特別演習Ⅲ」を履修してください。

消防官採用試験対策としては、公務就職支援室での個別指導や、エクステンションセンターで開講されるSコースを受講してください。

(4) 教職モデル

法学部法律学科では、所定の科目を履修することで、中学校教諭1種免許状（社会）、高等学校教諭1種免許状（地理歴史）、高等学校教諭1種免許状（公民）の教員免許状が取得できます。法律学、政治学等の専門科目に加え、1年次から教職課程関連科目、教職の基礎的理解に関する科目等を履修し、4年次に中学校や高等学校で教育実習を行います。

本学では教職課程演習室を設置するなどサポート体制が充実しており、学校ボランティアにも参加することができます。

4. 資格の取得

特に、公安職を志望するには、強い精神力と強靭な体力が求められます。採用後の教養期間中に武道の初段以上の修得が求められます。このため、フィットネス実習やトレーニング演習も履修してください。

また、法学部では「まちづくり」などの公務員の仕事にも関係し、公務員試験の中核となる民法の力を身につけるため国家資格「宅地建物取引士」取得を推奨しています。また、それ以外のさまざまな分野の資格取得のため、エクステンションセンター講座を利用できます。

公務員コースの履修モデル

		1年次		2年次		3年次		4年次	
	モデル	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター
共通教育科目	全モデル共通	英語A・B 数的処理 I A 文章作成 I 日本国憲法	英語C・D 数的処理 I B 文章作成 II	数的処理 II A 判断推理(論理) 文章理解	数的処理 II B 判断推理(図形)	数的推理(数の性質)	数的推理(確率と図形) 資料解釈		
		<行政職モデル> 資源・エネルギーと社会		<警察官/消防官モデル> トレーニング演習A		トレーニング演習B			
		<教職モデル> 体育実技A・B 生涯スポーツA・B 現代社会と人権 現代社会と教育 学校ボランティア							
専門教育科目	演習	基礎演習A	基礎演習B	演習 I A a・b・c【公務員特別演習 I A】	演習 I B a・b・c【公務員特別演習 I B】	演習 II A a・b・c【公務員特別演習 II A】	演習 II B a・b・c【公務員特別演習 II B】	演習 III A a・b・c【公務員特別演習 III A】	演習 III B a・b・c【公務員特別演習 III B】
	キャリア形成関連	キャリア開発A	キャリア開発B	キャリアデザインA	キャリアデザインB	キャリア演習A	キャリア演習B		
	a 行政職モデル	法学の基礎 戦後法制史 情報処理基礎 憲法 I 民法総則 I	政治学入門 経済学入門 データサイエンス基礎 憲法 II (人権) 刑法総論 I	憲法 II (統治) 行政法総論 I・II 民法総則 II 物権法 I・II 債権総論 I・II 家族法 I・II ビジネス法務 刑法各論 I 会社法 I 商取引法 I 不動産法 国際法 I 政治過程論 國際政治学		行政救済法 I 債権各論 I 刑事政策 労働基準法 地方自治法 社会保険法 地方自治論 行政学 地域共生論 地域政策	行政救済法 II 債権各論 II 雇用政策法 社会福祉法		
	b 警察官モデル			警察行政概論 消防行政概論 憲法 II (統治) 行政法総論 I・II 民法総則 II 物権法 I・II 債権総論 I・II 債権各論 I・II 家族法 I・II ビジネス法務 刑法各論 I 会社法 I 商取引法 I		行政救済法 I 刑事訴訟法 I 刑事政策 労働基準法 行政学	警察法令概論 刑事訴訟法 II 少年法		
	c 消防官モデル			消防行政概論 警察行政概論 憲法 II (統治) 行政法総論 I・II 民法総則 II 物権法 I・II 債権総論 I・II 債権各論 I・II 家族法 I・II 不動産法 ビジネス法務 刑法各論 I 國際法 I 政治過程論		行政救済法 I 地方自治法 労働基準法 社会保険法 行政学	警察法令概論 行政救済法 II 社会福祉法		
	d 教職モデル			消防行政概論 憲法 II (統治) 行政法総論 I・II 民法総則 II 物権法 I・II 債権総論 I・II 家族法 I・II ビジネス法務 刑法各論 I 國際法 I 國際政治学 政治過程論 日本法制史 法思想史		教育法 債権各論 I 労働基準法 地方自治法 社会保険法 地方自治論 行政学 政治学原論 I 日本政治史 政治制度論	債権各論 II 少年法 社会福祉法 政治学原論 II 國際関係史	政治思想史	西洋政治史
	Sコース・資格講座	a・b・c・d【公務員基礎講座】 a【宅建士講座、行政書士講座】		a【公務員講座、宅建士講座、行政書士講座】 b・c・d【公務員講座】					
	資格	全モデル【法学検定】		a【宅地建物取引士試験】		a【宅地建物取引士試験、行政書士試験、自治体法務検定】 b【柔道・剣道で初段以上取得】			
	学修目標	・法学・政治学・行政学分野の幅広い基礎的知識を修得する。 ・読み書きスキル、ICTスキル、分析力・構成力、グループワーク力、プレゼンテーション力といった基本的な汎用力を身につけるトレーニングを行う。 ・英語をはじめとする外国語運用能力を伸ばす。 ・興味・関心に応じて、人文・社会・自然等の教養分野の知識を広める。 ・キャリアに関する意識を持つ。 ・興味・関心・将来の進路志望に適したコース、演習を選択するために、コース・演習内容について理解する。	・法学・政治学・行政学の専門的知識を拡充させる。 ・実践的・能動的な取り組みを通して、基本的な汎用力のさらなる向上に努める。さらに、課題を発見する能力を向上させる。 ・キャリアに関する意識を高める。		・法学・政治学・行政学の専門的知識を深め、体系的に理解する。 ・実践的・能動的な取り組みをさらに重ねて、課題解決策を考える能力を向上させる。 ・キャリアに関する意識を具体化し、行動する。 ・インターナシップに取り組む。	・法学・政治学・行政学の専門的知識を発展させるとともに、他者と協調・協働して課題解決策を考える能力を修得する。 ・社会人としての心得を修得する。 ・進路に関連する専門知識を拡充する。	・卒業論文にかえて、法学部顕彰論文を書き上げる。 ・志望する公務員試験に合格する知識と能力を修得する。 ・目標とする進路を実現する。		

※各科目の開講学期は変更になる場合があります。

※Sコース・資格講座の名称等は変更となる場合があります。また、一部の講座は年度によって開講されない場合があります。

(3) 企業法務コース 一法律知識とリーガル・マインドを備えた企業人を目指す

1. 企業法務コースの目標

このコースは、リーガル・マインドならびに企業運営において必要な法知識および経済・経営に関する知識を身につけ、将来企業社会で活躍したいと考えている学生のためのコースです。このコースでは、まず、法学の基礎科目を履修することにより、法律の適用に関する基本的な知識を身につけた上で、発展科目の履修によって企業運営において必要な法知識の習得を目指します。具体的には、自らの進路や興味・関心と最も関係がある履修モデルを参考に、指定された専門科目の中から履修科目を選択することとなります。また、企業運営においては、法知識だけでなく、経済・経営に関する幅広い知識が必要となるため、コース履修者は、指定された経済学関連科目から複数科目を履修することが推奨されます。

2. 企業法務コースの基本科目（24科目）

このコースを選択し、卒業するためには、以下のコース基本科目から12科目24単位以上を習得することが必要です。履修モデルと各科目の配当年次を参考にしながら、計画的に履修してください。

企業法務コースの基本科目（24科目）	
企業法系科目	会社法Ⅰ・Ⅱ、商取引法Ⅰ・Ⅱ、支払決済法、経済法、金融商品取引法、スポーツ・ビジネス法務
社会法系科目	労働契約法、労使関係法、雇用政策法、社会保険法、社会福祉法
公法系科目	税法Ⅰ・Ⅱ
民事法系科目	民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、不動産法、国際私法、知的財産法Ⅰ・Ⅱ
国際法系科目	国際法Ⅰ
政治学系科目	国際政治学
学際科目	スポーツ法

3. 企業法務コースの履修モデル

企業法務コースには、「企業法務モデル」、「企業渉外モデル」、「金融モデル」、「企業管理運営モデル」、「スポーツ・ビジネスモデル」の5つの履修モデルがあります。履修系統図には、コース基本科目を含む履修推奨科目がモデル毎に記載されていますので、それらを参考に計画的な履修を心がけてください。また、経済学関連科目もあわせて履修することで、関連する経済・経営の知識を習得することもできます。

(1) 企業法務モデル

民間企業で基幹的業務を担う総合職として活躍することを目指す学生のためのモデルです。そのため、民法、商法、会社法などのビジネスに関連する法律と、経営・マーケティング・会計などを併せて学び、企業を管理運営する上で求められる能力を養うことができます。また、情報通信技術の高度な知識と技能を身に着けることを目指す「ICT特別演習」や、知的財産権や個人情報保護を学ぶ「知的財産法Ⅰ」および「情報法」など、現代の企業人に必要な知識を習得するための科目的履修が推奨されます。

(2) 企業渉外モデル

商社・貿易、観光・旅行業、企業の国際法務などグローバルビジネスの場で活躍することを目指す学生のためのモデルです。ビジネスの基本となる実定法とともに、「国際私法」など、国際ビジネスに関係の深い法律科目や、国際政治関連科目を学修し、企業における渉外問題に関する知識を深めることができます。また、国際的な企業活動に求められる知識や能力、幅広い視野などを身につけるために、関係する経済学関連科目の履修が強く推奨されます。

(3) 金融モデル

銀行・信用金庫・証券・保険など金融機関や企業の財務部門で活躍することを目指す学生のためのモデルです。そのため、金融関連法を学ぶと同時に関係する経済学関連科目を履修することにより、金融機関の役割・機能、金融商品や企業財務について学ぶことができます。また、宅地建物取引士やファイナンシャル・プランナー、証券外務員の資格取得を目標とすることが望まれます。

(4) 企業管理運営モデル

民間企業で総合職として、企業の管理運営を担って活躍することを目指す学生のためのモデルです。企業の人事部門や労務管理部門のみならず経営戦略・事業戦略など企業マネジメントに関連する法律と、経営・会計などを併せて学ぶことで企業管理運営に必要な知識・能力を養うことができます。また、他学部履修により、経営管理論や企業論を履修することができます。

(5) スポーツ・ビジネスモデル

スポーツ・ビジネスを手がかりに、ビジネス法について実践的に学び、とりわけスポーツ用品メーカー、スポーツ施設など関連企業や団体で活躍することを目指す学生のためのモデルです。ビジネスの基本となる実定法をベースに、法学部科目「スポーツ・ビジネス法務」をともに履修することで、スポーツに特有の問題について理解を深めることができます。

4. 資格の取得

このコースでは特に、ビジネス実務法務検定および宅地建物取引士の取得を強く推奨します。後者は不動産業だけでなく金融業の現場で実践的に役立つだけでなく、ビジネス法の基礎を身につけることのできる、重要な国家資格です。取得を目指す方はぜひ、エクステンションセンターの宅建士講座を利用してください。エクステンションセンターには、宅建士以外にも様々な資格取得を目指す講座が用意されています。

企業法務コースの履修モデル

		1年次		2年次		3年次		4年次	
	モデル	1セメスター	2セメスター	3セメスター	4セメスター	5セメスター	6セメスター	7セメスター	8セメスター
共通教育科目	全モデル共通	英語A・B 体育実技A 数的処理 I A 文章作成 I 情報ストラテジ 情報テクノロジ	英語C・D 体育実技B 数的処理 I B 文章作成 II ワープロ実践	数的処理 II A 文章理解 判断推理(論理) 数的推理(確率と图形) 表計算実践 デジタルプレゼンテーション データベース実践	数的処理 II B 判断推理(图形) 数的推理(確率と图形) 資料解釈 情報セキュリティ				
専門教育科目	演習	基礎演習A	基礎演習B	演習 I A ICT特別演習 I・II A	演習 I B ICT特別演習 I・II B	演習 II A ICT特別演習 III・IV A	演習 II B ICT特別演習 III・IV B	演習 III A	演習 III B
	キャリア形成関連	キャリア開発A	キャリア開発B	キャリアデザインA	キャリアデザインB	キャリア演習A	キャリア演習B		
a 企業法務モデル	法学の基礎 戦後法制史 情報処理基礎 憲法 I 民法総則 I	政治学入門 経済学入門 データサイエンス基礎 憲法 II(人権) 刑法総論 I 民法総則 II	物権法 I 不動産法 債権総論 I 債権各論 I 家族法 I 会社法 I 商取引法 I 労働基準法 ビジネス法務 情報法 ジェンダー法 行政法総論 I 法律実務の基礎		物権法 II 債権総論 II 債権各論 II 家族法 II 会社法 II 商取引法 II 支払決済法 労働契約法 税法 I・II 知的財産法 I・II 民事訴訟法 I・II 倒産処理法				
b 企業涉外モデル			債権総論 I 債権各論 I 家族法 I 会社法 I 商取引法 I ビジネス法務 国際法 I 国際政治学 国際関係史 法律実務の基礎		国際法 II・III 国際私法 債権総論 II 債権各論 II 会社法 II 商取引法 II 支払決済法 税法 I・II 知的財産法 I・II 労働契約法				
c 金融モデル			物権法 I 不動産法 債権総論 I 債権各論 I 家族法 I 会社法 I 商取引法 I ビジネス法務 情報法 法律実務の基礎		物権法 II 債権総論 II 債権各論 II 家族法 II 会社法 II 商取引法 II 支払決済法 労働契約法 税法 I・II 知的財産法 I・II 民事訴訟法 I・II 倒産処理法 経済法 金融商品取引法				
d 企業管理運営モデル			物権法 I 不動産法 債権総論 I 債権各論 I 家族法 I 会社法 I 商取引法 I 労働基準法 ビジネス法務 情報法 ジェンダー法 法律実務の基礎		物権法 II 債権総論 II 債権各論 II 会社法 II 支払決済法 労働契約法 労使関係法 社会保険法 税法 I・II 知的財産法 I・II 民事訴訟法 I・II 倒産処理法				
e スポーツ・ビジネスモデル			債権総論 I 債権各論 I 会社法 I 商取引法 I 労働基準法 ビジネス法務 情報法 法律実務の基礎		スポーツ・ビジネス法務 スポーツ法 労働契約法 労使関係法 会社法 II 商取引法 II				
経済学関連科目	a	<企業法務>	初級簿記、中級簿記、労働経済学						
	b	<企業涉外>	日本経済史、経済地理 I・II、アメリカ経済論、Economic Issues in English I・II		アジア経済概論、中国経済論、ヨーロッパ経済論、国際経済学 I・II、経済史 I・II、環境経済論、Practical Business English I・II、				
	c	<金融>	初級簿記、中級簿記、金融論 I・II						
	d	<企業管理運営>	初級簿記、経営管理論 I・II						
	e	<スポーツ・ビジネス>	初級簿記						
Sコース・資格講座			全モデル【宅建士講座、ビジネス実務法務検定講座、FP技能士講座、TOEIC講座】 <企業法務/企業管理運営>【行政書士講座、ビジネス会計】 <金融>【行政書士講座、ビジネス会計講座、リテールマーケ】 <スポーツ・ビジネス>【リテールマーケティング(販売士)講座】		講座、リテールマーケティング(販売士)講座、社労士講座】 ティング(販売士)講座、社労士講座】				
資格	TOEIC	法学検定ベーシック <基礎>コース試験	ビジネス実務法務検定3級 ビジネス会計検定3級 ビジネス能力検定3級 3級FP技能検定 リテールマーケティング(販売士)3級	宅地建物取引士試験 法学検定スタンダード <中級>コース試験	ビジネス会計検定2級 ビジネス能力検定2級 2級FP技能検定 リテールマーケティング(販売士)2級 行政書士試験				
学修目標		<スポーツ・ビジネス>スポーツリーダー	<金融>証券外務員(二種外務員資格試験・一種外務員資格試験)						
		・法学・政治学分野の幅広い基礎的知識を修得する。 ・読み書きスキル、ICTスキル、分析しまとめ上げる、グループワーク力、プレゼンテーション力といった基本的な汎用力を身につけるトレーニングを行う。 ・英語をはじめとする外国語運用能力を伸ばす。 ・興味・関心に応じて、人文・社会・自然等の教養分野の知識を広める。 ・キャリアに関する意識を持つ。 ・興味・関心・将来の進路志望に適したコース、演習を選択するために、コース、演習内容について理解する。	・法学・政治学の専門的知識を拡充させる。 ・実践的・能動的な取り組みを通して、基本的な汎用力のさらなる向上に努める。さらに、課題を発見する能力を向上させる。 ・キャリアに関する意識を高める。	・契約法の基礎概念を身につけて、売買契約などさまざまな契約を理解して、契約書を読み、内容につき、法概念をもって説明することができる。 ・社会人に必要なICTスキル、特にExcelを使って、表やグラフを作成し、または計算式をたてて、計算できる。	・法学・政治学の専門的知識を深め、体系的に理解する。 ・実践的・能動的な取り組みをさらに重ねて、課題解決策を考える能力を向上させる。 ・キャリアに関する意識を具体化し、行動する。 ・さまざまな契約において、契約当事者となって、契約条件の問題点を発見し、契約条件について協議することができる。 ・決算書を読むことができ、企業研究に必要な情報を整理することができる。	・法学・政治学の専門的知識を発展させるとともに、他者と協調・協働して課題解決策を考える能力を修得する。 ・社会人としての心得を修得する。 ・進路に関連する専門知識を拡充する。	・企業の情報を収集し、業務内容について客観的に分析することができる。 ・就職したい業種で日常的に使われる契約について、当事者の立場で契約を読み、問題点、避けるべき点を指摘できる。		

※各科目の開講学期は変更になる場合があります。

※Sコース・資格講座の名称等は変更となる場合があります。また、一部の講座は年度によって開講されない場合があります。

2023年度 法学部法律学科 開設科目一覧表(カリキュラムマップ)

(1) 共通教育科目一覧表

表のDP1～4は、学位授与の方針(DP)に掲げた1～4の能力との関連を、法曹・法律専門職～企業法務は各コースとの関連を表しています。DPについては、P5をご覧ください。◎はDPと特に関連のある科目、○は関連のある科目、★は必修科目

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次	DP1	DP2	DP3	DP4	法曹・法律専門職	公務員	企業法務	備考
外国語科目	英語A	1	G1	1 2 3 4			◎	★	★	★	必修科目	
	英語B	1	G1	1 2 3 4			◎	★	★	★	必修科目	
	英語C	1	G1	1 2 3 4			◎	★	★	★	必修科目	
	英語D	1	G1	1 2 3 4			◎	★	★	★	必修科目	
	英語総合演習A	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	英語総合演習B	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	英語コミュニケーション演習A	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	英語コミュニケーション演習B	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	中国語A	1	G1	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	中国語B	1	G1	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	中国語総合演習A	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	中国語総合演習B	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	中国語コミュニケーション演習A	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	中国語コミュニケーション演習B	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	韓国語A	1	G1	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	韓国語B	1	G1	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	韓国語総合演習A	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	韓国語総合演習B	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	韓国語コミュニケーション演習A	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	韓国語コミュニケーション演習B	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
教養科目	文章作成Ⅰ	2	G1	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	文章作成Ⅱ	2	G1	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	文章理解	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	哲学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	倫理学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	論理学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	日本史	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	世界史	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	文学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	心理学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
人文・社会分野	芸術学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	日本国憲法	2	G2	1 2 3 4	○		◎	○	○	○		
	地理学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		
	社会学	2	G2	1 2 3 4			◎	○	○	○		

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次	DP1	DP2	DP3	DP4	法曹・法律専門職	公務員	企業法務	備考
数理・自然分野	数的処理ⅠA	2	G1	1 2 3 4					◎	○	○	
	数的処理ⅠB	2	G1	1 2 3 4					○	○	○	
	数的処理ⅡA	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	数的処理ⅡB	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	数的推理(数の性質)	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	数的推理(確率と图形)	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	判断推理(論理)	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	判断推理(图形)	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	資料解釈	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	データサイエンス	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
教養科目	科学の歴史	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	現代社会と科学	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	生命科学と人間	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	AIと産業・社会	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	情報ストラテジ	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	情報マネジメント	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	情報テクノロジ	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	情報科学演習	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	プログラミングⅠ	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	プログラミングⅡ	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
情報分野	プログラミングのための情報数理	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	情報セキュリティ	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	ワープロ実践	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	表計算実践	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	データベース実践	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	デジタルプレゼンテーション	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	ワープロ応用	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	表計算応用	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	体育実技A	1	G1	1 2 3 4					○	○	○	
	体育実技B	1	G1	1 2 3 4					○	○	○	
スポーツ・健康分野	生涯スポーツA	1	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	生涯スポーツB	1	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	トレーニング演習A	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	トレーニング演習B	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	スポーツ論	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	スポーツ指導論	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	スポーツ管理論	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	
	現代社会と健康	2	G2	1 2 3 4					○	○	○	

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次				DP1	DP2	DP3	DP4	法書・法律専門職	公務員	企業法務	備考
教養科目 総合分野	飢餓と貧困	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	平和学	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	地球と環境	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	気候変動と社会	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	資源・エネルギーと社会	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	ジェンダーと社会	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	現代社会と人権	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	現代社会と教育	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	学校ボランティア	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	教養特別講義A	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
	教養特別講義B	2	G2	1	2	3	4		○		○	○	○	○	
留学生科目	日本語 I	2	G1	1	2	3	4			○	○	○	○		外国人留学生は、英語科目的必修要件を、日本語 I、日本語 II、日本語 III、日本語 IV、日本語 V、日本語 VI のいずれか 2 科目 4 単位の修得をもって満たすことができる。
	日本語 II	2	G1	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語 III	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語 IV	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語 V	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語 VI	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語総合演習A	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語総合演習B	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語読解	1	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	日本語会話	1	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
海外留学科目	日本語表現	1	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	現代日本事情A	2	G1	1	2	3	4			○	○	○	○		
	現代日本事情B	2	G1	1	2	3	4			○	○	○	○		
	英語研修 I	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	英語研修 II	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	中国語研修 I	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	中国語研修 II	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	韓国語研修 I	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	韓国語研修 II	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修A	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修B	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修C	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修D	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修E	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修F	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修G	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学語学研修H	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修A	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修B	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修C	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修D	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修E	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修F	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修G	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		
	留学教養研修H	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	○		

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次				DP1	DP2	DP3	DP4	法書・法律専門職	公務員	企業法務	備考
技能資格関連科目	英検	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	TOEIC	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	TOEFL	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	IELTS	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	中国語検定	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	中国漢語水平考試(HSK)	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	韓国語能力試験	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	ハングル能力検定試験	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	IT資格初級	1	G1	1	2	3	4					○	○	○	
	ITパスポート	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	
	基本情報技術者	4	G3	1	2	3	4					○	○	○	
	環境社会検定	2	G2	1	2	3	4					○	○	○	

(2) 法学部専門教育科目一覧表

表のDP1～4は、学位授与の方針(DP)に掲げた1～4の能力との関連を、法曹・法律専門職～企業法務は各コースとの関連を表しています。DPについては、P5をご覧ください。◎はDPと特に関連のある科目、○は関連のある科目、★は必修科目、☆は学部基本科目

区分	科目	単位	グレード	配当年次				DP1	DP2	DP3	DP4	法曹・法律専門職	公務員	企業キャリア	備考
入門科目	法学の基礎	2	G1	1	2	3	4	◎	○	○	○	★	★	★	必修科目
	政治学入門	2	G1	1	2	3	4	◎	○	○	○	—	○	—	
	経済学入門	2	G1	1	2	3	4	◎	○	○	○	—	○	—	
	戦後法制史	2	G1	1	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	—	
	情報処理基礎	2	G1	1	2	3	4			○	★	★	★	★	必修科目
	データサイエンス基礎	2	G1	1	2	3	4			○	★	★	★	★	必修科目
基礎法系	法思想史	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	日本法制史	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	法哲学	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	西洋法制史	2	G3	2	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	法社会学	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	憲法 I	2	G2	1	2	3	4	◎	○	○	○	★	★	★	必修科目
公法系	憲法 II(人権)	2	G2	1	2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	憲法 II(統治)	2	G3	2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	☆	
	憲法 III	2	G4		3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	行政法総論 I	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	☆	
	行政法総論 II	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	☆	
	行政救済法 I	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	○	—	—	
	行政救済法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	○	—	—	
	地方自治法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	○	—	—	
	情報法	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	環境法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
	税法 I	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	○	—	
	税法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	○	—	
	教育法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	—	—	—	
刑事法系	刑法総論 I	2	G2	1	2	3	4	◎	○	○	○	★	★	★	必修科目
	刑法各論 I	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	☆	
	刑法総論 II	2	G3	2	3	4	◎	○	○	○	○	—	—	—	
	刑法各論 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	—	
	刑事政策	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	○	—	—	
	刑事訴訟法 I	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	○	—	—	
	刑事訴訟法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	○	—	—	
	少年法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	—	○	—	—	

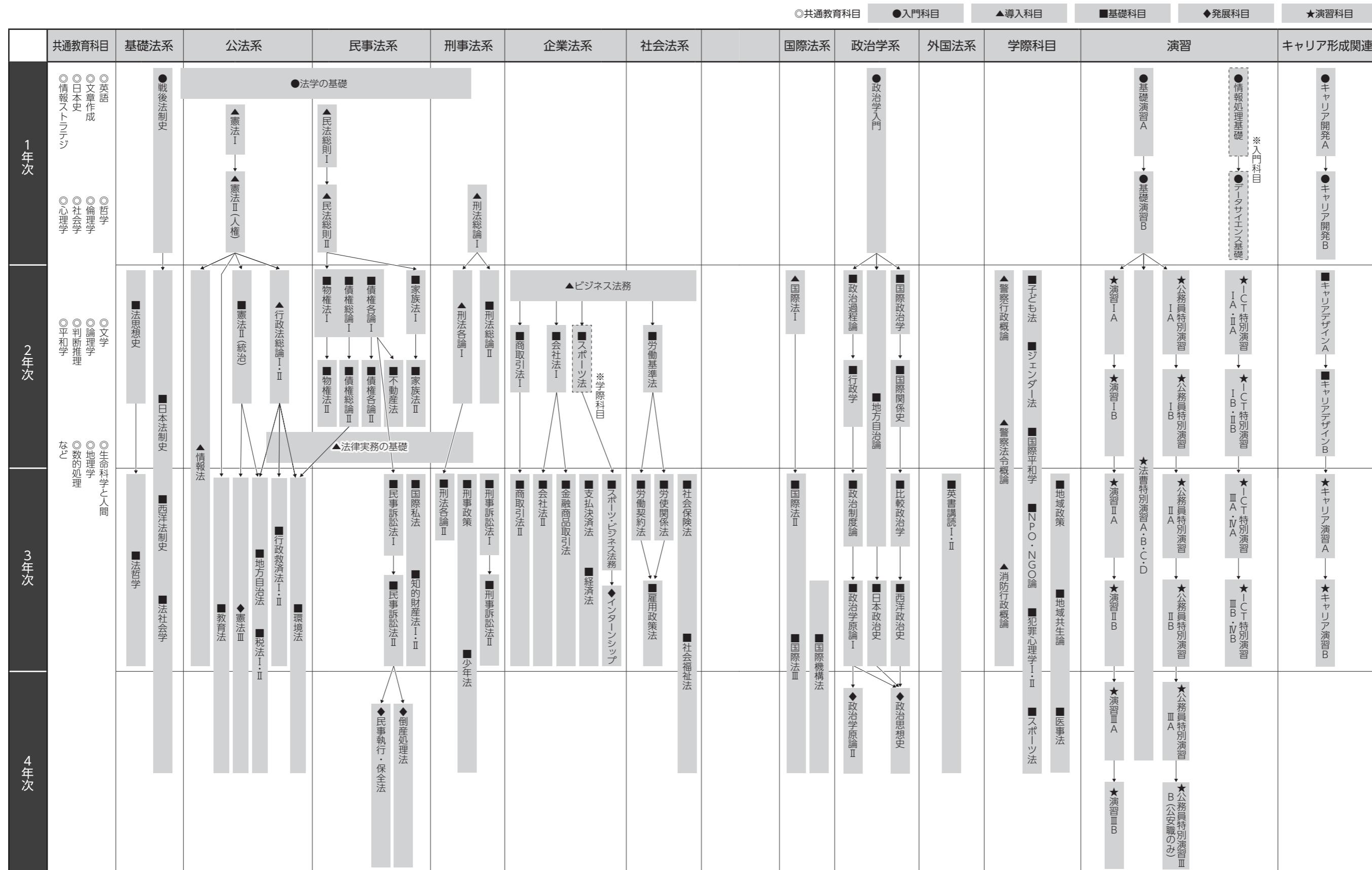
区分	科目	単位	グレード	配当年次				DP1	DP2	DP3	DP4	法曹・法律専門職	公務員	企業キャリア	備考
民事法系	民法総則 I	2	G1	1	2	3	4	◎	○	○	○	★	★	★	必修科目
	民法総則 II	2	G2	1	2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	物権法 I	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	物権法 II	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	債権総論 I	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	債権総論 II	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	債権各論 I	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	債権各論 II	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	家族法 I	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	家族法 II	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	民事訴訟法 I	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	○	—	
	民事訴訟法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
	民事執行・保全法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	—	
	倒産処理法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	—	
	不動産法	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	—	○	—	
	国際私法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
	知的財産法 I	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
	知的財産法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
企業法系	ビジネス法務	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	会社法 I	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	○	○	○	
	会社法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	○	—	
	商取引法 I	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	○	○	○	
	商取引法 II	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	○	—	
	支払決済法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
	経済法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
社会法系	金融商品取引法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
	スポーツ・ビジネス法務	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	—	○	
	労働基準法	2	G2		2	3	4	◎	○	○	○	☆	☆	☆	
	労働契約法	2	G3		3	4	◎	○	○	○	○	—	○	—	
	労使関係法	2	G3		3	4	◎	○							

区分	科目	単位	グレード	配当年次		DP1	DP2	DP3	DP4	法書・法律専門職	公務員	企業キャリア	備考
外国法系	英書講読Ⅰ	2	G3	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	
	英書講読Ⅱ	2	G3	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	
実務系	法律実務の基礎	2	G2	2	3	4	○	○	○	—	—	—	
学際科目	子ども法	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	
	ジェンダー法	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	
	国際平和学	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	
	NPO・NGO論	2	G3	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	
	地域政策	2	G3	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	
	地域共生論	2	G3	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	
	医事法	2	G3	3	4	◎	○	○	○	—	—	—	
	警察行政概論	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	○	—	
	警察法令概論	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	○	—	
	消防行政概論	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	○	—	
	犯罪心理学Ⅰ	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	
	犯罪心理学Ⅱ	2	G2	2	3	4	◎	○	○	—	—	—	
	スポーツ法	2	G2	2	3	4	◎	○	○	○	—	—	
	海外フィールドスタディ	2	G1	1	2	3	4	◎	○	○	—	—	
演習	基礎演習A	2	G1	1			○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	基礎演習B	2	G1	1			○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	演習ⅠA	2	G2	2			○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	演習ⅠB	2	G2	2			○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	演習ⅡA	2	G3	3			○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	演習ⅡB	2	G3	3			○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	演習ⅢA	2	G4		4		○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	演習ⅢB	2	G4		4		○	○	○	○	—	—	履修指定科目
	法曹特別演習A	2	G4	2	3	4	○	○	○	○	—	—	
	法曹特別演習B	2	G4	2	3	4	○	○	○	○	—	—	
	法曹特別演習C	2	G4	2	3	4	○	○	○	○	—	—	
	法曹特別演習D	2	G4	2	3	4	○	○	○	○	—	—	
	公務員特別演習ⅠA	2	G2	2			○	○	○	○	—	—	
	公務員特別演習ⅠB	2	G2	2			○	○	○	○	—	—	
	公務員特別演習ⅡA	2	G3	3			○	○	○	○	—	—	
	公務員特別演習ⅡB	2	G3	3			○	○	○	○	—	—	
	公務員特別演習ⅢA	2	G3		4		○	○	○	○	—	—	
	公務員特別演習ⅢB	2	G4		4		○	○	○	○	—	—	
	ICT特別演習ⅠA	2	G2	2	3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅠB	2	G2	2	3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅡA	2	G2	2	3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅡB	2	G2	2	3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅢA	2	G3		3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅢB	2	G3		3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅣA	2	G3		3	4		○	—	—	—	—	
	ICT特別演習ⅣB	2	G3		3	4		○	—	—	—	—	

区分	科目	単位	グレード	配当年次		DP1	DP2	DP3	DP4	法書・法律専門職	公務員	企業キャリア	備考
教職課程関連	日本史概説Ⅰ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	日本史概説Ⅱ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	外国史Ⅰ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	外国史Ⅱ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	人文地理学Ⅰ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	人文地理学Ⅱ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	自然地理学Ⅰ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	自然地理学Ⅱ	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	地誌Ⅰ	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	地誌Ⅱ	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	社会学概説	2	G2	1	2	3	4			○	—	—	
	哲学概説Ⅰ	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	哲学概説Ⅱ	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	倫理学概説Ⅰ	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	倫理学概説Ⅱ	2	G2	2	3	4				○	—	—	
キャリア形成関連	宗教学概説	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	心理学概説	2	G2	2	3	4				○	—	—	
	キャリア開発A	2	G1	1						○	—	—	履修指定科目
	キャリア開発B	2	G1	1						○	—	—	履修指定科目
	キャリアデザインA	2	G2	2						○	—	—	
	キャリアデザインB	2	G2	2						○	—	—	
	キャリア演習A	2	G2		3	4				○	—	—	
	キャリア演習B	2	G2		3	4				○	—	—	
	インターンシップⅠ	1	G2	1	2	3	4			○	○	○	
	インターンシップⅡ	1	G2	1	2	3	4			○	○	○	
技能資格等関連	海外インターンシップ	2	G2	1	2	3	4			○	○	○	
	ファイナンシャルプランナー	4	G3	1	2	3	4	○			—	—	
	販売士	2	G2	1	2	3	4	○			—	—	
	宅地建物取引士	4	G3	1	2	3	4	○			—	—	
	社会保険労務士	4	G3	1	2	3	4	○			—	—	
	旅行業務取扱管理者	2	G2	1	2	3	4	○			—	—	
	ビジネス実務法務検定初												

5 カリキュラムツリー

専門教育科目については、基礎から応用へと順次性に基づき学修を進めていく必要があります。以下のカリキュラムツリーを参考にして、順次的に学修を進めてください。



6 初年次教育

初年次教育プログラム

1年次には、新入生が高等学校から大学等への円滑な移行を図るために、「初年次教育」として以下の科目を中心に学修します。初年次教育を通じて、レポート・論文の書き方や、学生生活における時間管理、プレゼン等の技法など、大学生として学修する上で必要な基礎的知識・技能などを修得することができます。

法学部では、以下の科目群の履修を通じて、法学部専門教育科目的基礎・基本となる知識・技能を修得します。

初年次教育プログラム科目群

区分	科目名
共通教育科目 ・基礎科目	英語A・B・C・D（必修） 文章作成I・II 数的処理IA・IB
法学部 専門教育科目	基礎演習A・B（履修指定） 法学の基礎（必修） 憲法I（必修） 民法総則I（必修） 刑法総論I（必修） 情報処理基礎（必修） データサイエンス基礎（必修） 政治学入門 経済学入門 戦後法制史 キャリア開発A・B（履修指定）

初年次教育プログラムの中心は「基礎演習A・B」です。この初年次演習は、春学期・秋学期を通じて1年間継続します。基礎演習A・Bのクラスでは、教員のもと、在学生がメンターとしてクラスの運営補助にあたります。

基礎演習A・B

春学期と秋学期の1年間を通じて行われる、ゼミナール形式（クラス指定）の授業です。この基礎演習A・Bでは、皆さんが高い高校から大学の生活にスムーズに移行できるように、新入生と教員、在学生による「双方型・参加型」の授業が行われます。教員が教室で講義を行う従来の授業とは異なり、クラス全員で取り組み、一緒に考え、学ぶ授業です。授業での学修方法や発表、討論の仕方、論述形式の試験における答案やレポートの書き方など、法学部の専門教育科目を学ぶ際に必要な文章理解力、文章作成力、表現力などの基礎学力を養成することを目的としています。基礎演習A・Bでの学修を通じて、大学や法学部での学びについて理解を深め、将来の志望や職業選択に向けた準備を行ってください。

7 演習（ゼミナー） —少人数のクラスで研究課題に取り組む—

1. 演習とはどんな授業をいつですか。

講義科目では、通常、教員が多数の学生に対し、学問内容を説明する方式で授業が行われます。これに対して、演習では、20名ほどの少人数で編成されたクラスで、学生が主体となって学問内容を深めています。

2. 演習はどのように運営され、どんなことが修得できますか。

演習の運営方針や課題の種類は選択する演習によって千差万別ですが、いずれの場合でも学生が主体となる点に演習の特徴があります。たとえば、①課題文献（教科書や研究書等）について、内容を説明するレジュメを準備し、他の学生と教員の前で報告し、討議を通じて、諸課題を深く学習する演習、②模擬裁判やディベートなどによるプレゼンテーションを重視する演習、③実証的な調査研究・フィールドワークを実施する演習などがあります。

学生は、演習を通して、問題発見・問題認識能力、プレゼンテーション能力、より深い専門的知識を修得することができます。

3. 演習は年次ごとにどのような種類があり、どのように選択できますか。

1年次に基礎演習A・B、2年次に演習I A・B、3年次に演習II A・B、4年次に演習III A・Bが設置され、学生それぞれが、シラバスにより興味ある分野やテーマの演習を確認し、そのなかからひとつの演習を選んで履修することが求められます。

4. 演習ではどのように研究課題をみつけ、取り組むのですか。

3年次を通じて特定のテーマに関心をもち、4年次において自分のテーマを決めて、教員の指導のもとで研究を深め、最終的に、卒業論文を執筆することを推奨します。

学生時代に特定の研究課題に取り組んだという実績は、自分自身の満足感や自信につながるだけでなく、就職において自らを紹介したり、自分の強みなどをPRする上でも役立ちます。

5. 演習には、他にどんな効用が期待されますか。

1年次の基礎演習では、大学での学修において必要な基礎的なアカデミックスキルの習得を目指しています。そのため、学生による選択ではなく、入学時に各学生はクラスを指定されています。

演習クラスは少人数の学生で構成されますので、学業以外で学生間及び教員との交流・親睦をはかれる場となります。学生にとって演習クラスの教員は最も身近にいる教員となります。学生が履修や単位取得の状況に不安があるとき、あるいは大学院進学や就職に関する助言・相談が必要なとき、演習担当教員は気軽に相談できる存在でもあります。

法学部の演習

1年生	基礎演習A・B	大学入学初年度のクラス指定の履修科目です。大学における学修方法や発表、討論の仕方やリテラシーを身につけることを目標とします。
2年生	演習I A・B	2年次の履修指定科目です。法学・政治学の基礎的な問題を取り上げ、発表や討論等を通じて学びます。
3年生	演習II A・B	3年次の履修指定科目です。法学・政治学についての専門的な知識を身につけることを目的とします。講義の内容や自分の関心ある課題をみつけ、教員の指導をうけて研究を深められます。
4年生	演習III A・B	4年次に履修します。法学・政治学について、専門知識を深めます。原則として、演習II A・Bからの継続となります。

専門教育科目
履修指定

8 キャリア形成のための科目

価値観の多様化が進む現代社会を自分らしく生きるために、学生時代にしっかりと人生の目標を持つことが必要となります。本学では、自分なりの職業観や将来の目標に応じたキャリア形成のための科目が設置されています。

キャリア開発A・B、キャリアデザインA・B、キャリア演習A・B、インターンシップI・II、海外インターンシップ

1年生		2年生		3年生		4年生	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
キャリア開発A	キャリア開発B	キャリアデザインA	キャリアデザインB	キャリア演習A	キャリア演習B		
インターンシップ 海外 インターンシップ	インターンシップ 海外 インターンシップ	インターンシップ 海外 インターンシップ	インターンシップ 海外 インターンシップ	インターンシップ 海外 インターンシップ	インターンシップ 海外 インターンシップ		

キャリア開発 A・B (1年生: 春学期・秋学期)

キャリア開発Aは、キャリア開発Bとともに、卒業後の生涯にわたる「生き方・学び方・働き方(=キャリア)」を考えながら、社会人に求められる就業力を培う科目です。就業力とは、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的・職業的自立を図るために必要な能力となります。この授業を通して、業界や職種を概観し、日本の経済・社会情勢の変化やグローバル化の進展を踏まえた、卒業後の進路選択で重要な社会観と職業観を培います。

キャリアデザインA・B (2年生: 春学期・秋学期)

キャリアデザインA・Bは、自分の将来の生き方・働き方を自分の興味や強みなどを見極めながら考え描き、その未来像を実現するために必要な技能と態度・姿勢について身につけることを目標とします。授業では、講義をベースとしながらも、ペアワークやグループワークを適宜採り入れながら、「調べる」「書く」「まとめる」「話す」「伝える」「聞く」「協働する」という「7つの力」を身につけます。さらに、就職試験や社会人として活躍するために必要なコミュニケーションスキル、数量的スキルなどの汎用的技能について、自身の現在のスキルを見極め、各自のスキルアップに向けた取り組みへとナビゲーションする機会を設けます。

キャリア演習A・B (3年生: 春学期・秋学期)

キャリア演習A・Bは、卒業後の進路を主体的かつ能動的に決定するために必要な就業力を養成することをねらいとした「社会人へのステップ」となる科目です。この科目では、主に「自己分析」「業界・企業研究」「志望動機構築」について、演習の特性を活かしたグループワークを中心に授業を進めていきます。自己を客観的に捉え、論理的に表現する力を身につけながら、企業研究や業界研究などを通じて産業への知識を深めることで、自らの強みと職業とをリンクさせる志望動機の素地を形成し、職業人となるための基礎力を養成します。

インターンシップI・II 一就業体験

インターンシップは、夏季休業期間(夏休み)や春季休業期間(春休み)を利用して、企業や地方公共団体などで実習(=就業体験)を行うものです。実習を通じて、社会や職業への理解を深め、自己理解を深めることで、将来の進路や職業の選択に向けた就業観を養成します。事業所への派遣にあたっては、学内で事前のガイダンスと研修を実施し、インターンシップの意義・目的についての理解を深めた後、受入事業所において、約2週間程度(実働10日間)の実習を行います。実習期間終了後、参加者全体で報告を行い、体験レポートを作成することで、インターンシップの成果と課題を認識します。また、本学のインターンシップでは、地方出身者のためのプログラムや外国人留学生対象のプログラムも取りそろえています。さらに本学では、独自のインターンシッププログラムとして、5日間業界横断プログラム、2大学合同プログラム、八尾商工会議所青年部プログラム等、多彩なプログラムを企画しており、1年生から複数回の参加を推奨しています。

○事前研修(ビジネスマナー講座・実践講座)

○事業所での実習(=就業体験)

○インターンシップ全体報告会(夏季・春季)

※要件を満たすことで単位認定あり(詳細の問い合わせは八尾駅前キャンパス3階 キャリアセンターまで)

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、実施内容が変更となる場合があります。

海外インターンシップ

日本企業の海外進出など、グローバル化に対応したインターンシッププログラムとして海外インターンシップを実施しています。海外の企業で職場体験をするプログラムであり、研修先では英語や現地の言語も使用し職務を行い、派遣国での生活や人々との交流も体験できます。派遣先などの詳細については、別途ガイダンス等でご案内します。

<過年度の派遣先実績>

タイ、ベトナム、フィリピン、オーストラリア、ドイツ、フランス、イタリア

※要件を満たすことで単位認定あり(詳細の問い合わせは八尾駅前キャンパス3階 キャリアセンターまで)

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、実施内容が変更となる場合があります。

共通教育科目

本学では、情報・数理・日本語・英語等の基本的な知識・技能の修得や、人文・社会・自然科学等に関する幅広い教養を身につけることができるよう、リベラルアーツ教育（教養教育）として、全学部横断の共通教育科目を開設しています。

(1) 外国語科目(国際学部を除く)

本学の外国語学修は、英語A・B・C・Dの4単位を修得することが必修となっており、国際社会に必要とされる英語力を磨きます。そのうえで、興味・関心に応じて、中国語・韓国語を選択科目として履修することができます。

さらに、2年次以降は、各言語に対応した演習科目が開設されており、希望に応じて履修することができます。

●学修の流れ

1年次		2年次以降	
春学期	秋学期	春学期	秋学期
<必修> 英語A（1単位） 英語B（1単位）	<必修> 英語C（1単位） 英語D（1単位）	英語総合演習A・B 英語コミュニケーション演習A・B (各2単位)	
中国語A 韓国語A (各1単位)	中国語B 韓国語B (各1単位)	中国語総合演習A・B 中国語コミュニケーション演習A・B 韓国語総合演習A・B 韓国語コミュニケーション演習A・B (各2単位)	

(2) 教養科目

教養科目は、1・2年次を中心に、大学生として学んでおくべき基本的な知識や技能、幅広い教養を身につけることを目的としています。

全学部共通に、「文章読解・作成分野」「人文・社会分野」「数理・自然分野」「情報分野」「スポーツ・健康分野」「総合分野」の6分野にわたる幅広い科目を提供しています。専攻するコースとの関連や、学問的好奇心や将来の進路などに応じて、自由に選択することができます。

文章読解・作成分野(文章読解・作成力を磨く)

文章読解・作成分野では、大学での学修や社会人として必要になる日本語力を養います。「文章作成Ⅰ」「文章作成Ⅱ」では、卒業論文の作成に向けて、レポート作成の基礎・基本を演習形式で学びます。また、公務員対策科目として「文章理解」が開講されており、特に、公務員を志望する学生は、1年次から2年次に計画的に履修することが望ましいでしょう。

人文・社会分野(人間文化や社会の諸相を読み解く)

人文分野では、人間文化の諸相について学びます。人間とは何か、人間に固有な諸活動にはどのような本質的な特徴が見出されるのか、などの諸問題がここでは取り上げられます。

社会分野では、人間社会の諸現象について学びます。人間社会はどのような仕組みで働いているのか、人間社会を構成する諸要素にはどのような本質的特徴が見出されるのか、などの諸課題がここでは取り上げられます。

数理・自然分野(数的処理能力を磨く、自然の諸相を読み解く)

数理分野では、大学での学修や社会人として必要になる数的処理能力を養います。また、「判断推理（論理）」「判断推理（図形）」「数的推理（数の性質）」「数的推理（確率と図形）」「資料解釈」などの公務員試験対策科目が開講されており、特に、公務員を志望する学生は、1年次から3年次にかけて、計画的に履修することがぞましいでしょう。

自然分野では、自然科学の各領域の科目を現代的教養として学びます。自然と人間とはどのような関係で相互に影響を及ぼしているのか、科学技術は人間の社会生活に何をもたらしたのかなどの諸問題をここでは取り上げます。

情報分野(ICT・AI活用やデータ分析能力を養う)

情報分野では、情報化社会で求められるスキルと知識を学びます。現在、Society5.0実現に向けた第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、AI等）等、社会の情報化が急速に進展する中、ICT・AI活用やデータ分析等ができる「IT人材」「AI人材」を養成することが、文理問わず広く高等教育機関に求められています。

また、実習や講義を通して情報処理に関する最新の知識・技能が学べるとともに、就職に役立つIT関連資格を取得できる様々な科目が開設されています。

スポーツ・健康分野(心と体を鍛える)

スポーツ・健康分野では、生涯を通じて身体的・精神的・社会的に健康な生活を営むための身体運動のあり方と健康保持・増進についての知識を学びます。この分野は講義科目と実践科目から成り立っています。講義科目では、スポーツや身体運動が心身の健康にもたらす効果や、日々の生活の中で重要な食事、休養、病気等について理論的に理解することが目的となっています。実践科目では、自発的・自覚的に身体運動を行うことの意義とその方法を学ぶことが目的となっています。

総合分野(多角的な視野を養う)

総合分野では、国際社会の諸課題に対して、多角的な視点からアプローチします。平和、人権、環境、SDGs等のグローバルイシューに関する幅広い科目が開講されています。

(3) 海外留学科目(海外語学研修・留学の単位認定)

海外語学研修は、外国での集中的な語学学修を希望する学生のために、毎年夏季または春季休業期間中に行われる語学研修プログラムです。英語、中国語、韓国語の3コースが設定されており、1年次から参加することができます。参加者は研修先で所定の課程を修了し、本学が定める合格基準に達すれば、「英語研修Ⅰ・英語研修Ⅱ・中国語研修Ⅰ・中国語研修Ⅱ・韓国語研修Ⅰ・韓国語研修Ⅱ」の中から、学修内容・学修時間・成績によって単位が認定されます。

LSP (Language Study Program) は、海外協定校での1セメスター（15～18週間）にわたる語学留学プログラムです。留学先大学の語学カリキュラムのもと、集中的に外国語を学修します。交換留学は、海外協定校で専門科目等を履修する本格的な長期プログラムです。参加者は留学先で所定の課程を修了し、本学が定める合格基準に達すれば、「留学語学研修A～留学語学研修H」、「留学教養研修A～留学教養研修H」の中から、学修内容・学修時間・成績によって単位が認定されます。

海外語学研修・LSP・交換留学は別途参加申し込み手続が必要です。手続内容、日程、費用等の詳細については、国際教育交流センターで確認してください。

10 数理・データサイエンス・AI教育プログラム

(1) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムについて

数理・データサイエンス・AI教育プログラムは、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に認定されたプログラムです。

数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的に学修します。

(2) 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの学修目標

- ①社会におけるデータ・AI利用に関連し、社会で起きている変化・社会で活用されているデータについて説明できる。
- ②データ・AIの活用領域、利活用のための技術・現場・最新動向について説明できる。
- ③データリテラシーに関連し、データを読む・説明する・扱うことができる。
- ④データ・AIを扱う・データを守る上での留意事項について説明できる。

(3) 対象学生と履修方法

全学部生が対象です。

本プログラムを履修するための特別な手続きは不要です。本プログラムの構成科目を通常どおり履修登録してください。

(4) プログラムの構成科目と修了要件

本プログラムを構成する授業科目は以下の11科目です。これらの科目を学修することで、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術を身につけます。

本プログラムの修了要件を満たした学生には、年度末に「修了証」を交付します。

科目区分	科目名称	修了要件
学部専門教育科目	①データサイエンス基礎	
共通教育科目	①AIと産業・社会 ②データサイエンス ③プログラミングのための情報数理 ④情報ストラテジ ⑤情報マネジメント ⑥情報テクノロジ ⑦情報科学演習 ⑧情報セキュリティ ⑨プログラミングI ⑩プログラミングII	左記の科目から、「データサイエンス基礎」の2単位を含む12単位以上を修得すること。

11 留学生の日本語教育

留学生の皆さんへ 日本語教育カリキュラムについて

大学での専門教育科目・共通教育科目の理論と知識を学び理解すること、そして日本国内での就職や大学院進学など志望進路に進むことができるよう、みなさん一人ひとりの日本語能力のレベルに合わせて着実に日本語能力を上げられるよう、みなさんをサポートします。

(1) 日本語能力試験 (JLPT) N1をとろう！

○留学生のみなさんが大学での専門教育科目・共通教育科目を学ぶためには、日本語能力試験 (JLPT) N2相当以上の日本語能力が必要とされます。基本的な日本語能力だけでなく、専門学術的な内容を論理的に日本語で書く力が求められることになります。大学院への進学を志望する留学生のみなさんはさらに高度で専門的な日本語能力が求められることは言うまでもありません。

○卒業後、学部で学んだ専門知識と日本語能力を活用して、日本で就職しキャリアを切り開こうという留学生もたくさんいると思います。日本での就職のためには、「読む・書く」力も必要ですが、特に「聞く・話す」力が求められます。日本語能力試験 (JLPT) N1相当の日本語能力を身につけ、ビジネスマナーも含め、企業で求められる日本語コミュニケーション能力を身につけられるよう、日本語学修、演習や講義での学修、「キャリア演習」の履修などに取り組んでください。

(2) 日本語科目的履修モデル

①日本語能力試験N1を有しない留学生の場合

1年生春	1年生秋	2年生春	2年生秋
日本語I 日本語II	日本語III 日本語IV	日本語V 日本語VI 日本語総合演習A	日本語総合演習B

※日本語科目はレベル別でクラスが編成されます。

②日本語能力試験N1を有する留学生の場合

1年生春	1年生秋	2 or 3年生春	2 or 3年生秋
日本語総合演習A	日本語総合演習B	日本語会話 日本語表現	日本語読解

(3) 国際教育交流センターも活用しよう

国際教育交流センターには、日本語学修の教材を豊富にそろえています。また日本語の教員も国際教育交流センターで「オフィスアワー」を実施しており、日本語学修のアドバイスも受けられます。

また、日本人と留学生の日本語会話教室「J-TALK」などの日常的なイベントも行われています。積極的に機会を活用して、日本語の能力をどんどん上げていきましょう。

12 資格取得について

(4) 日本で就職を希望するなら「キャリアデザインA・B」「キャリア演習A・B」を履修しよう！

○日本で就職を希望する留学生のみなさんが必ず知っておかなければいけないことは主に3つあります。

(1) 日本は「新卒一括採用」のため、3年生のうちから就職活動の準備が必要

「新卒一括採用」とは、企業が卒業予定の学生（新卒者）を対象に年度毎に一括して求人し、在学中に採用試験を行って内定を出し、卒業後すぐに勤務させるという、世界に類を見ない日本独特の雇用慣行です。このように、日本の企業の採用活動は、大学を出たばかりの新卒学生を重視する傾向にあります。また、採用活動は一定の期間に集中し、他の時期には採用をあまり行いません。

そのため、卒業後日本の企業で働きたいのであれば、このスケジュールの流れを知り、大学3年生のうちから就職活動に向けて準備をすることが必要です。4年生には学業と並行しながら就職活動を行い、10月までに内定を獲得して進路を決定できるよう、計画的に進めることが求められます。

(2) 日本語能力試験N1相当の日本語運用能力が必須

日本で仕事をする場合、日本語でのコミュニケーション能力が絶対条件です。

この条件を満たすには、学生のうちから、日本語能力試験N1相当の日本語能力を修得する必要があります。

(3) 卒業後は「在留資格変更」が必須

みなさんがもっている在留カードまたは外国人登録証明書に記載されている在留資格は「留学」となっていますが、このままでは卒業後日本に在留することはできません。留学生のみなさんが日本国内の企業に就職し、引き続き日本に在留することを希望する場合は、「出入国及び難民認定法」に定める手続きにより、「留学」から、「技術・人文知識・国際業務」など、就労できる在留資格への変更手続きを、卒業後必ず行わなければなりません。

以上3つのことについて確実に学ぶため、2年生には「キャリアデザインA・B」、3年生には「キャリア演習A・B」という授業を用意しています。

日本での独特的雇用環境を理解し、希望する業界や企業への就職を実現するため、ぜひ履修してください。

(5) 3年次編入の留学生のみなさんへ

○3年次編入の留学生のみなさんも、入学時のプレイスメントテスト結果に基づいて、日本語科目の履修が必要と思われる方には、履修する科目とクラスを指定します。専門科目の学修にとっても重要ですので、必ず履修してください。

(1) 資格取得のすすめ

資格の取得は、大学を卒業して社会に出ていく皆さんにとって、大きな力となります。本学では、学部での学びを深め、学修成果を目にするものとする以下の資格の取得を大学として推奨しています。対応するSコース（特修講座）や資格講座、正課科目も開講されるので、積極的に受講してください。Sコース（特修講座）や資格講座の詳細は、別途パンフレットやUNIVERSAL PASSPORTでご案内します。

大学として推奨する資格

●情報系資格

ITパスポート

情報セキュリティ
マネジメント

基本情報技術者

応用情報技術者

●英語資格

TOEIC® (L&R 500以上)

●留学生日本語資格

日本語能力試験 N1

●簿記・会計系資格

日商簿記検定試験 1級～3級

ビジネス会計検定試験
2級～3級

税理士

公認会計士

●経済・経営系資格

ファイナンシャルプランニング
技能士検定試験2級～3級

リテールマーケティング
(販売士) 検定試験2級～3級

●法律系資格

宅地建物取引士

行政書士

司法書士

ビジネス実務法務検定試験
2級～3級

法学検定試験
(ベーシック・スタンダード)

●国際ビジネス系資格

国内旅行業務取扱管理者・
総合旅行業務取扱管理者

国内旅程管理主任者

貿易実務検定C級

●教員免許（経済学部・法学部）

中学校教諭一種免許状
(社会)

高等学校教諭一種免許状
(地理歴史・公民)

※法科大学院入学試験、大学院入学試験、公務員採用試験など、進路に直結する各種試験の合格についても、資格と同様に推奨し、大学としてサポートします。

(2) 技能資格の単位認定

本学では、学生の皆さん多様な学修意欲および学修成果を積極的に評価するため、「技能資格等」について単位認定しています。

単位認定された場合、成績表には該当科目に「認定」と評価されます（認定された単位は学期あるいは年間の履修制限単位には含まれません）。

技能資格等のうち下記「単位認定科目」に該当する場合、卒業要件C欄（その他共通教育科目又は専門教育科目）の単位として「認定」されます。

1. 単位認定科目について

● 「各学部専門教育科目」として単位を認定

①ファイナンシャルプランナー (4単位)	本学在学中において「AFP資格審査試験」に合格、または「ファイナンシャル・プランニング技能検定」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
②販売士 (2単位)	本学在学中において、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
③宅地建物取引士 (4単位)	本学在学中において、「宅地建物取引士資格試験」に合格した場合に「認定」されます。
④社会保険労務士 (4単位)	本学在学中において、「社会保険労務士試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑤旅行業務取扱管理者 (2単位)	本学在学中において、「総合旅行業務取扱管理者試験」または「国内旅行業務取扱管理者試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑥ビジネス実務法務検定初級 (1単位)	本学在学中において、「ビジネス実務法務検定試験」3級に合格した場合に「認定」されます。
⑦ビジネス実務法務検定中級 (2単位)	本学在学中において、「ビジネス実務法務検定試験」2級に合格した場合に「認定」されます。
⑧簿記検定初級 (1単位)	本学在学中において、「日商簿記検定試験」3級に合格した場合に「認定」されます。
⑨簿記検定中級 (2単位)	本学在学中において、「日商簿記検定試験」2級に合格した場合に「認定」されます。
⑩簿記検定上級 (4単位)	本学在学中において、「日商簿記検定試験」1級に合格した場合に「認定」されます。
⑪法学検定初級 (1単位)	本学在学中において、「法学検定試験」ベーシック〈基礎〉コースに合格した場合に「認定」されます。
⑫法学検定中級 (2単位)	本学在学中において、「法学検定試験」スタンダード〈中級〉コースに合格した場合に「認定」されます。
⑬法学検定上級 (4単位)	本学在学中において、「法学検定試験」アドバンスト〈上級〉コースに合格した場合に「認定」されます。

● 「共通教育科目」として単位を認定

●英語

①英検 (2単位)	本学在学中に、「実用英語技能検定試験」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
②TOEIC (2単位)	本学在学中に、「TOEIC® Listening & Reading Test」あるいは本学で実施している「TOEIC® Listening & Reading IPテスト」で450点以上の得点を取得した場合に「認定」されます。
③TOEFL (2単位)	本学在学中に、「TOEFL iBT」40点以上の得点を取得した場合に「認定」されます。
④IELTS (2単位)	本学在学中に、「IELTS」で4 Limited User以上を取得した場合に「認定」されます。

●中国語

⑤中国語検定 (2単位)	本学在学中に、日本中国語検定協会「中国語検定試験」4級以上に合格した場合に「認定」されます。
⑥中国漢語水平考試(HSK) (2単位)	本学在学中に、「漢語水平考試 (HSK)」3級以上に合格した場合に「認定」されます。

●韓国語

⑦韓国語能力試験 (2単位)	本学在学中に、「韓国語能力試験」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
⑧ハングル能力検定試験 (2単位)	本学在学中に、「ハングル能力検定試験」4級以上に合格した場合に「認定」されます。

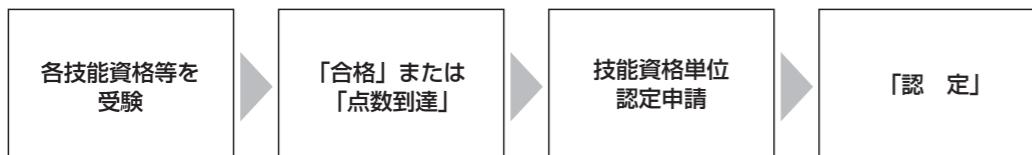
(注) 語学関連技能資格の単位認定に関しては、英語、中国語、韓国語の同一語学分野の語学検定試験のうち、いずれか一つの検定試験結果のみを単位認定します。なお、語学分野が異なる語学検定試験結果については、この限りではありません。

⑨IT資格初級 (1単位)	本学在学中において「Microsoft Office Specialist」または「ICTプロフェッショナル検定試験（P検）」3級以上のいずれかに合格した場合に「認定」されます。
⑩ITパスポート (2単位)	本学在学中において、「ITパスポート試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑪基本情報技術者 (4単位)	本学在学中において、「基本情報技術者試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑫環境社会検定 (2単位)	本学在学中において「環境社会検定試験（eco検定試験）®」に合格した場合に「認定」されます。

2. 認定方法について

技能資格等についての単位認定申請は、所定の期間内に、当該技能資格取得の証明書等を添付して行います。申請期間・方法については、UNIVERSAL PASSPORTにて学期ごとに案内します。

<技能資格等の単位認定の流れ>



13 単位互換履修生

大学コンソーシアム大阪「単位互換履修生」について

本学では、大学コンソーシアム大阪の単位互換に関する包括協定に参加する大学に、本学学生を「単位互換履修生」として派遣することができます。単位互換履修生の出願に関する概要は以下のとおりです。詳細については、毎年3月下旬に掲示等により発表予定です。

○ 履修できる授業科目および単位数について

単位互換履修生が履修できる科目は、各学部教授会が認めた科目のうち年間8単位以内（在学中の合計は12単位）であり、履修する科目の単位数は、学期及び年間の履修制限単位数には含まれません。

○ 出願資格および選考について

派遣する単位互換履修生は、原則として2年生以上で次の要件を満たしている学生で、所属する学部教授会の審議を経て、学長が許可します。

- ・2年次に派遣する者は1年次終了時に40単位以上を取得していること。
 - ・3年次に派遣する者は2年次終了時に80単位以上を取得していること。
 - ・4年次に派遣する者は3年次終了時に100単位以上を取得していること。
- ただし、最終年次においては、卒業判定に関わる履修はできません。

○ 出願方法：出願期間、出願書類等については教務課で確認してください。

○ 単位の認定および成績評価

単位の認定は、協定大学からの「成績報告書」等に基づき、共通教育科目の「単位互換科目」として行い、成績評価は「認定」とします。

<出願に際しての注意>

出願したすべての者が単位互換履修生として派遣されるわけではありません。選考に合格した場合、履修許可後の受講放棄や試験放棄は正当な事由がなければ認められません。

従って、協定大学の学則及び諸規程を遵守することはもちろんのこと、出願に際しては、通学時間などを十分に考慮して時間割編成するなど、しっかりした履修計画を立てください。

経済学部 専門教育科目一覧表 [法学部生用]

以下の科目は、法学部生が履修することができる経済学部開設科目です。
これらの科目は合計24単位までは、法学部専門教育科目（B欄）の単位として卒業に要する単位に算入できます。

■経済学部開設科目

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次			
学部共通科目	ミクロ経済学Ⅰ	2	G2	1	2	3	4
	ミクロ経済学Ⅱ	2	G2		2	3	4
	ミクロ経済学Ⅲ	2	G3		2	3	4
	マクロ経済学Ⅰ	2	G2	1	2	3	4
	マクロ経済学Ⅱ	2	G2		2	3	4
	マクロ経済学Ⅲ	2	G3		2	3	4
	社会経済学Ⅰ	2	G2		2	3	4
	社会経済学Ⅱ	2	G2		2	3	4
	経済史Ⅰ	2	G2	1	2	3	4
	経済史Ⅱ	2	G2	1	2	3	4
	経済数学Ⅰ	2	G2	1	2	3	4
	経済数学Ⅱ	2	G3	1	2	3	4
	経済統計学Ⅰ	2	G2	1	2	3	4
	経済統計学Ⅱ	2	G2	1	2	3	4
	産業組織論Ⅰ	2	G2		2	3	4
	産業組織論Ⅱ	2	G2		2	3	4
	財政学Ⅰ	2	G2		2	3	4
	財政学Ⅱ	2	G2		2	3	4
	ゲーム理論	2	G2		2	3	4
経済理論	上級ミクロ経済学Ⅰ	2	G4		3	4	
	上級ミクロ経済学Ⅱ	2	G4		3	4	
	上級マクロ経済学Ⅰ	2	G4		3	4	
	上級マクロ経済学Ⅱ	2	G4		3	4	
	行動経済学	2	G3		3	4	
	企業経済学Ⅰ	2	G3		3	4	
	企業経済学Ⅱ	2	G3		3	4	
	公共経済学Ⅰ	2	G3		3	4	
	公共経済学Ⅱ	2	G3		3	4	
	計量経済学Ⅰ	2	G3	2	3	4	
	計量経済学Ⅱ	2	G3	2	3	4	
	経済成長論	2	G3		3	4	
	経済学特別講義Ⅰ	2	G2	2	3	4	
	経済学特別講義Ⅱ	2	G2	2	3	4	
経済史	日本経済史	2	G2	2	3	4	
	国際経済史	2	G2	2	3	4	
経済政策	日本経済論Ⅰ	2	G2	2	3	4	
	日本経済論Ⅱ	2	G2	2	3	4	
	経済政策論Ⅰ	2	G2	2	3	4	
	経済政策論Ⅱ	2	G2	2	3	4	
	環境経済論	2	G2	2	3	4	
	資源・エネルギー経済論	2	G3		3	4	

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次			
				2	3	4	5
都市経済	農業経済論	2	G2		2	3	4
	地域経済論Ⅰ	2	G2		2	3	4
	地域経済論Ⅱ	2	G2		2	3	4
	経済地理Ⅰ	2	G3			3	4
	経済地理Ⅱ	2	G3			3	4
	都市経済論Ⅰ	2	G3			3	4
	都市経済論Ⅱ	2	G3			3	4
	観光経済学	2	G2		2	3	4
財政金融	地方財政論	2	G3			3	4
	金融論Ⅰ	2	G2		2	3	4
	金融論Ⅱ	2	G2		2	3	4
国際経済	国際経済学Ⅰ	2	G2		2	3	4
	国際経済学Ⅱ	2	G2		2	3	4
	国際金融論	2	G3			3	4
	開発経済論	2	G2		2	3	4
	アジア経済概論	2	G2		2	3	4
	中国経済論	2	G2		2	3	4
	アメリカ経済論	2	G2		2	3	4
	ヨーロッパ経済論	2	G2		2	3	4
社会政策	社会政策	2	G2		2	3	4
	社会保障	2	G2		2	3	4
	労働経済学	2	G2		2	3	4
学経史	経済学史Ⅰ	2	G3			3	4
	経済学史Ⅱ	2	G3			3	4
経営学	経営管理論Ⅰ	2	G2	1	2	3	4
	経営管理論Ⅱ	2	G2	1	2	3	4
	マーケティング概論	2	G2	1	2	3	4
	ファイナンス論	2	G3			3	4
	初級簿記	4	G1	1	2	3	4
	中級簿記	4	G2	1	2	3	4
	工業簿記	4	G2	1	2	3	4
	上級簿記	2	G3		2	3	4
	経営情報概論	2	G2	1	2	3	4
	Practical Business English I	2	G2	1	2	3	4
専門外国語	Practical Business English II	2	G2		2	3	4
	Economic Issues in English I	2	G2		2	3	4
	Economic Issues in English II	2	G2		2	3	4
	外国書講読A	2	G2		2	3	4
	外国書講読B	2	G2		2	3	4

区分	授業科目	単位	グレード	配当年次		
アドバンスト演習	経済理論演習	2	G4			4
	ICT特別演習ⅠA	2	G2	2	3	4
	ICT特別演習ⅠB	2	G2	2	3	4
	ICT特別演習ⅡA	2	G2	2	3	4
	ICT特別演習ⅡB	2	G2	2	3	4
	ICT特別演習ⅢA	2	G3		3	4
	ICT特別演習ⅢB	2	G3		3	4
	ICT特別演習ⅣA	2	G3		3	4
	ICT特別演習ⅣB	2	G3		3	4
	公務員特別演習ⅠA	2	G2	2		
	公務員特別演習ⅠB	2	G2	2		
	公務員特別演習ⅡA	2	G3		3	4
	公務員特別演習ⅡB	2	G3		3	4
	公務員特別演習ⅢA	2	G4			4

(注) 履修は2年次からとする。(「Practical Business English I」は法学部1年次生の履修を許可する。) なお、法学部1年次生で、「初級簿記」、「中級簿記」、「工業簿記」の履修を希望する場合は、その理由を判断して許可することがある。

II 編履入修学生案内



(1) 学修における注意点

単位の認定

編入生の皆さんは、本学に編入学した際、60単位を上限として単位の認定がなされています。但し、認定単位数は、それぞれの提出された成績証明書に基づいて行っており、学生によって異なる場合があります。

各自、必ず編入学時に認定された単位数から、卒業に必要な単位を確認し、それに必要な学修を進めるようにしてください。

専門基礎科目

本学では、3年次編入生がスムーズに専門教育科目的学修が行えるよう、専門教育科目の基礎となる1・2年次に配当される次の科目については履修を認めています。積極的に履修するようにしてください。

法 学 部：法学の基礎、戦後法制史、日本の政治、世界の政治

※上記科目の履修登録に際しては、WEB履修で行うことができませんので、履修を希望する場合には教務課窓口で申し込みをしてください。

学修にあたっての注意点等

編入生の皆さんは、本学入学時に60単位を上限とした単位認定がされており、カリキュラムおよび卒業要件等は、編入学を許可された年次に所属する学生と同一の規定が適用されます。

まず、希望する進路や関心に応じて、コース選択を行い、次ページの卒業要件を念頭におきながら、所属学部の専門教育科目を中心に行修・修得しなければなりません。また、3年次配当の演習ⅡA・Bは履修指定科目となっており、編入生の皆さんも必ず履修登録してください。

さらに、選択したコースに応じて、共通教育科目や外国語科目、経済学部開講専門教育科目も学ぶと良いでしょう。

(2) 履修制限単位

編入生の履修制限単位数は、次の通りです。履修単位数は、年間および学期毎に履修の単位制限が設けられていますので、2年間の学修計画をしっかりと立てて単位を修得してください。

学年	3年次		4年次	
	学期	春学期	秋学期	春学期
年間制限単位	60単位		60単位	
学期制限単位	30単位	30単位	30単位	30単位

(3) 卒業要件(2023年度編入学生)

2023年度編入学生の卒業要件は、2021年度新入生の卒業要件が適用されます。

詳細は、P.54、P.55をご覧ください。

法学部卒業要件

2021年度入学生

※科目名称は2021年度のものです。時間割やシラバスに表示される名称と異なる場合があります。

授業科目		卒業に要する単位数	
A 欄	共通教育科目	○英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語からいずれか1種類の外国語4単位を含む。 1) 一般外国語コース 英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、ロシア語からいずれか1種類 4単位以上 2) 英語圏留学コース 英語4単位以上	40単位以上
B 欄	専門教育科目	○必修要件 ・法学の基礎は必修 ・戦後法制史、憲法概論、憲法学I、刑法総論（概論）、民法総則I、政治過程論I、国際政治学Iの7科目から3科目6単位選択必修 ・コース基本科目から16単位選択必修 ○経済学部開講の専門教育科目のうち、別に定める授業科目の単位を、24単位までB欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。	70単位以上
C 欄	その他 共通教育科目 又は 専門教育科目	○共通教育科目及び専門教育科目から14単位 ただし、経済学部開講の専門教育科目のうち、6単位までをC欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。 ○技能資格等及び専門教育科目区分の教職課程関連に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できる。	14単位以上
合 計			124単位

※経済学部開講の専門教育科目は、B欄（24単位）とC欄（6単位）のものを合わせて30単位まで卒業に要する単位に算入できる。

※留学生の必修外国語は、日本語I～VIの計4単位でも可。

(1) 共通教育科目(A欄)

卒業するには、共通教育科目より、40単位以上修得すること。ただし次の選択必修外国語の中より、1種類の外国語4単位を含む。

選択必修外国語

英語	視聴覚英語・英語表現	ドイツ語	ドイツ語I・II
フランス語	フランス語I・II	中国語	中国語I・II
韓国語	韓国語I・II	ロシア語	ロシア語I・II
英語圏留学コース		英語C I・C II	

※留学生の必修外国語は、日本語I～VIの計4単位でも可。

(2) 法学部専門教育科目(B欄)

卒業するには、法学部専門教育科目より、70単位以上修得すること。ただし、法学の基礎（2単位）が必修。また、学部基本科目より6単位、選択したコースの基本科目から16単位以上を修得すること。

必修科目

必修科目
法学の基礎

学部基本科目における必修要件

- 卒業するには、下記7科目から3科目6単位修得すること。

戦後法制史	憲法概論	憲法学I	刑法総論（概論）
民法総則I	政治過程論I	国際政治学I	

コース基本科目における必修要件

- 各コースとも、コース基本科目から16単位以上を修得すること。

法曹・法律専門職 コース	憲法学II、行政法総論I、行政法総論II、行政救済法I、行政救済法II、税法I、税法II、刑法各論（概論）、刑法I、刑法II、刑事裁判と法、刑事手続法、民法総則II、物権法I、物権法II、債権総論I、債権総論II、債権各論I、債権各論II、家族法I、家族法II、民事裁判と法、民事訴訟法概説、商法I、商法II、会社法概説、労働基準法
-----------------	--

公務員コース	憲法学II、行政法総論I、行政法総論II、行政救済法I、行政救済法II、政策法務論、自治体法務、公務員のための憲法、公務員のための行政法、刑法各論（概論）、刑事政策、刑事裁判と法、刑事手続法、少年犯罪と法、公務員のための刑事法I、公務員のための刑事法II、民法総則II、物権法I、物権法II、債権総論I、債権総論II、債権各論I、債権各論II、家族法I、家族法II、不動産と法規制、労働基準法、社会保険法、社会福祉法、国際法概論、国際法各論I、国際法各論II、政治学原論、行政学I、行政学II、国際政治学II、国際関係史I、国際関係史II、警察学入門、海外フィールドスタディ
--------	---

企業キャリア コース	行政法総論I、税法I、民法総則II、物権法I、物権法II、債権総論I、債権各論I、債権各論II、家族法I、家族法II、民事裁判と法、民事執行・保全法、倒産処理法、不動産と法規制、国際私法概説、知的財産法I、ビジネス法務、会社法概説、商法I、商法II、商取引法概説、支払決済法、経済法、金融と法、スポーツ・ビジネス法務、労働基準法、労働契約法、労使関係法、雇用政策法、社会保険法、社会福祉法、国際法概論、国際政治学II、ヨーロッパ政治論、アメリカ政治論、中国政治論、ジェンダーと法、情報と法、社会調査論I
---------------	---

経済学部専門教育科目について

経済学部専門教育科目については、経済学部開講科目の単位として取り扱います。これらの科目はB欄（24単位）とC欄（6単位）のものと合わせて合計30単位までは、法学部専門教育科目の単位として卒業に要する単位に算入できます。

法学部専門教育科目として加算できる
経済学部開講科目の単位数の上限

24単位（B欄）+6単位（C欄）=30単位

(3) その他(C欄)

卒業するには、その他（共通教育科目及び専門教育科目）より14単位以上修得すること。

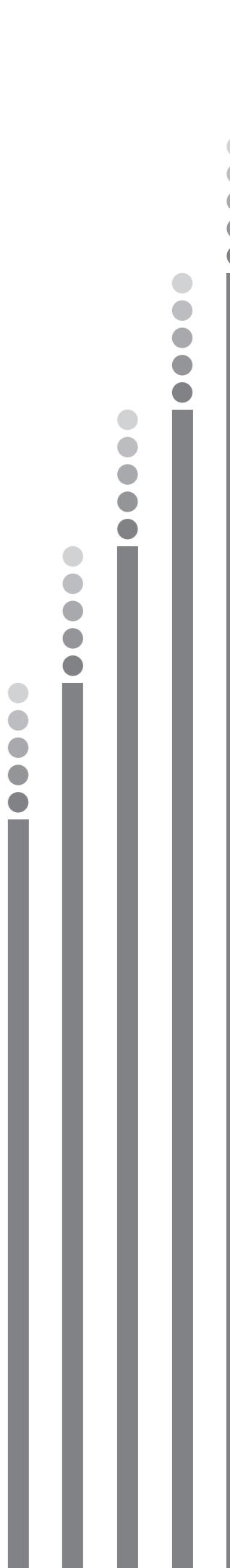
※技能資格等に関する単位について

技能資格等に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できます。

※教職課程関連に関する単位について

教職課程関連に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できます。

III 教職課程



1 教職課程

(1) はじめにー「教師」を目指す学生へ

「教師」になるためには、原則として教育職員免許状（以下「教員免許状」）を取得する必要があります。そして、教員免許状を取得するためには、教育職員免許法・同施行規則に定める基礎資格（「学士」の学位）及び所要単位を修得し、教育委員会に免許状取得のための申請を行わなければなりません。つまり、卒業までの4年間で、本学の卒業に必要な単位と教員免許状取得に必要な単位を修得しなければならないということです。

さらに、その間に教育実習や介護等の体験など、教職課程を履修しなければ体験できない貴重な大学外での実習や体験にも参加することになります。大学内での授業だけでなく、大学外での実習や体験に参加することは、たいへん努力を必要とすることですが、これらの実習や体験は、みなさんに社会人として最も必要とされる「他者とのコミュニケーション」の大切さと今後の人生に役立つ多くのことを教えてくれるでしょう。また、自分が今まで受けてきた教育について振り返り、教師の立場に立つということはどういうことなのかを理解する貴重な機会にもなるでしょう。

実際に「教師」として教壇に立つためには、教員免許状を取得するだけでなく、教員採用試験にも合格しなければなりません。教員採用試験に合格するのは、容易ではありませんが、本学では教員採用試験についても、出願に必要な書類の作成の仕方、筆記試験や面接対策、各種資料の貸出・閲覧など、合格に向けたサポート体制を整えています。

今日の学校現場は、「いじめ」の深刻化、「アクティブ・ラーニング」への学習観の転換など、社会的に大きく注目されています。こうした状況の中で、学校現場で「教師」の果たすべき役割は、これまで以上に重要となっています。

そのうえ、「教師」が、まずは授業をする「教える仕事」であることは自明なことですが、近年、「教える」以外の役割や人間的な「力」が求められています。したがって、授業をするための教科の専門知識や学習指導に関する教職としての専門性は当然ですが、生徒の心理面や、生徒の家庭環境をめぐる社会的・経済的状況までも、視野に入れて生徒に関われる知識や「力」が必要となっています。

もちろん、生徒の心や家庭環境への関わりや働きかけは「教師」一人で出来ることではありません。そうした働きかけは、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなどとの連携が必要となります。つまり、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなどの専門職との連携・協力ができるだけの、知識や人と関わる「力」が今後重要になってくるでしょう。このように、社会状況の変化によって「教師」に求められる資質・能力は、多様化しているのです。

以上の点を踏まえて、「教師」になることを最後まであきらめないという強い意志と情熱をもって「教師」になることを目指してください。本学は、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成する」という建学の理念に則り、「経済と法律を学び、その専門知識を幅広く活かせる教員」の養成を目的として、これまで数多くの卒業生を教員として社会に送り出してきました。教職課程を共に履修する先輩・友人、そして卒業生との交流を深めながら、1年次から計画的に履修することで、ぜひ夢を実現してください。

ただ、安易な気持ちで「教師」を目指すことは、教員免許状の取得を困難にするだけでなく、卒業に必要な単位の修得までも困難にする恐れがあります。したがって、「教師」を目指すみなさんには、しっかりととした履修計画と授業に対する真摯な姿勢が求められることを理解しておいてください。

本学での4年間の学習を通じて、経済と法律の専門知識と広く豊かな教養、さらには教職課程での学習と学校現場での実践的指導の体験など、本学での多様な学びの機会を十分に活用することで、教員としての優れた資質、幅広い教養と豊かな人間性を身につけることができるでしょう。

本学の教職課程を履修したみなさんの中から、1人でも多くの人が教員免許状を取得し、自らの夢を実現して、「教師」として活躍することを期待しています。

(2) 大学全体の教員養成の目標

本学教職課程は、建学の理念、大学の教育目的に基づき、幅広く専門的な知識とともに、豊かな人間性や国際感覚、実践力を有し、使命感を持って教育を担う教員の養成を目標とする。

(3) 法学部法律学科の教員養成の目標

法学部法律学科では、基礎的な法学教育を土台として、法学を中心とする高度な専門知識を有し、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む教員の養成を目標とする。

(4) 教職課程の各年次における計画

1年次

「教職論」を履修することによって、教職の意義や教員の職務について理解するとともに、教職課程を履修する意思を自己確認する。あわせて、大学が独自に設定する科目および教科に関する科目の履修を通して、教職に就くための基礎となる幅広い教養や知識を養う。

2年次

「教育基礎論」、「学校教育心理学」、「特別支援教育概論」など教育の基礎的理解に関する科目を履修することによって、教育の理念・歴史・思想、心理・発達、特別支援教育についての基礎知識を得るとともに、道徳、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目および各教科の指導法に関する科目を履修することによって、教科指導や教科外指導に関する理論と方法を理解・修得する。あわせて、教科の指導法に関する科目の履修を通して、教科指導の基盤となる専門知識の修得を行う。

3年次

2年次に継いで道徳、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目の履修を継続することによって、教科指導や教科外指導に関する理論と方法についての理解と修得をさらに進めつつ、「生徒指導・進路指導論」、「教育相談論」の履修により、生徒指導や教育相談に関する知識と方法について理解・修得する。

「教育実践指導論」（3年生秋学期）の履修を通して、教育実習に向けてこれまで得た知識・技能を活用するための実践的な力量形成を図る。あわせて、教科に関する科目の履修を通して、教科指導の基盤となる専門的知識の修得をさらに進める。

4年次

春学期の「教育実践指導論」（4年生春学期）の履修を通して、「教育実習」を行うためのより実践的な力量形成をさらに進行。なお、教育実習後は、教育実習の振り返りを行う。

「教育実習」においては、学校現場での学習指導や生徒指導などの体験を通して、教材研究、授業の構想、授業の展開などに関する力量や、生徒との対応力を身に付ける。

秋学期の「教職実践演習」において、これまでの教職課程の履修を振り返りつつ、教職に就くための知識や力量に関する自己の状況を確認し、見出された課題についてさらに研鑽する。

(5) 教職課程の登録・履修方法

1) 教職課程とは

本学は、教員養成を主たる目的として設立された大学ではありませんが、将来教職を志望する学生のために、経済学部経済学科・法学部法律学科に、「教育職員免許法」および「教育職員免許法施行規則」に基づき、所定の課程を修了した学生が教員免許状を取得できる「教職課程」を開設しています。したがって、教職を希望するみなさんには、教職課程に登録し、所定の条件を満たせば、教員免許状を取得することができます。

大学での4年間の学修を通じて経済と法律の専門知識に加えて、教職課程での学修による教育現場での実践的指導力を身につけ、広く豊かな教養、人間の成長・発達についての深い理解、生徒に対する教育的愛情と教育者としての使命感を養い、1人でも多くの本学卒業生が教育現場で活躍できるよう教職課程を設置しています。

教職課程の設置目的、内容をよく理解して登録を行い、しっかりと履修計画を立て、教員免許取得に向けて単位修得に努めてください。

2) 本学で取得できる教員免許状の種類

経済学部経済学科および法学部法律学科で文部科学大臣から認定を受けている課程は下表のとおりです。

学部・学科		中学校一種免許状	高等学校一種免許状
経済学部	経済学科	社会	地理歴史、公民
法学部	法律学科	社会	地理歴史、公民

3) 本学が定める基礎資格および所要単位(法学部法律学科)〈2023年度以降入学生用〉

法学部法律学科において、教員免許状を取得するために必要な単位数は以下の通りです。また、中学校一種免許状の取得には法令で定められた「介護等の体験」の証明書が必要です。

学部・学科		免許状の種類	基礎資格	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教育の基礎的理 解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
法学部	法律学科	中学校一種免許状（社会） 高等学校一種免許状（地理歴史） 高等学校一種免許状（公民）	学士の学位を有すること	8	31 27 27	42 24 24	4 12 12

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目								
免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学の開設授業科目		配当年次				備考
		授業科目	単位数	1年 2年 3年 4年				
科目	単位数			必修	選択	1年	2年	3年 4年
日本国憲法	2	日本国憲法	2	○	○	○	○	
体育	2	体育実技A		○	○	○	○	
		体育実技B		○	○	○	○	
		生涯スポーツA		○	○	○	○	
		生涯スポーツB		○	○	○	○	
外国語コミュニケーション	2	英語C	1	○	○	○	○	
		英語D		○	○	○	○	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス基礎	2	○	○	○	○	

②大学が独自に設定する科目

法学部・法律学科

大学が独自に設定する科目								
免許法施行規則に定める科目区分等(法定単位数)		本学の開講授業科目		配当年次				
		授業科目	単位数	1年 2年 3年 4年				備考
必修	選択			1年	2年	3年	4年	
大学独自に設定する科目	中4 高12	現代社会と人権 道徳理論と指導法 現代社会と教育	2 2 2	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	1 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理 解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中1種免許状は4単位以上、高1種免許状は12単位以上を修得すること。 2 道徳理論と指導法は、高1種免許状取得の場合のみ含めることができます。

③教育の基礎的理 解に関する科目等

経済学部経済学科・法学部法律学科「中学校1種（社会）、高等学校1種（地理歴史、公民）」共通

教育の基礎的理 解に関する科目等									
教員免許法施行規則に定める科目区分等(法定単位数)				本学の開設授業科目					
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	最低修得単位数	授業科目	単位数		配当年次		
					必修	選択	1年	2年	3年 4年
教育の基礎的理 解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	10	31単位 27単位 27単位	・中一種免（社会） ・高一種免（地理歴史） ・高一種免（公民）	○教職論 ○教育基礎論 ○学校教育心理学 ○教育行政学 ○教育課程論 ○特別支援教育概論	2 2 2 2 2 1	○(秋) ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	■1年次秋学期から履修開始。
及び生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中10 高8		○道徳理論と指導法 ○総合的な学習の時間の指導法 ○特別活動論 ○教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む） ○生徒指導の理論及び方法 ○進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ○教育相談論	2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	※中1種免状のみ必修
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	2	○教育実践指導論 ○教育実習I ○教育実習II ○教職実践演習	2 2 2 2	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	3年秋～4年春（通年） ※中1種免状のみ必修 4年次秋学期に必修

1. 「○」（教職科目）印は必修科目です。

2. 教育実習については次のとおりとします。

①中学校1種免許状の取得希望者は3週間または4週間、高等学校1種免許状の取得希望者は2週間以上、教育実習に参加しなければなりません。

1) 中学校1種免許状は、「教育実習I」と「教育実習II」の履修・修得（4単位）を要します。

2) 高等学校1種免許状は、「教育実習I」の履修・修得（2単位）を要します。

②中学校または高等学校1種免許状を取得する者は、中学校、高等学校のいずれかの学校種において教育実習を実施することとします。

③教育実習の参加にあたっては、「教育実践指導論」を必ず履修しなければなりません。（「教育実践指導論」は、3年生秋学期から始まり、4年生の春学期で終了する「通年科目」です。成績は4年次に通知します。）

3. 教員免許法施行規則に定める科目区分等において法定単位数を超えて修得した余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に含めることができます。

④教科及び教科の指導法に関する科目

法学部・法律学科

学部・学科等の教育課程の教科に関する科目												
免許状の種類 法定単位数	最低修得 単位数	各科目に含める ことが必要な事項	本学の開設授業科目				配 当 年 次				備 考	
			授 業 科 目		単位数		配 当 年 次					
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	1年	2年		
中1種免 (社会) 28単位	42単位	日本史・外国史	○日本史概説 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○日本史概説 II	2	2	2	2	2	○	○		
			日本法制史						○	○		
			日本政治史						○	○		
			戦後法制史						○	○		
		地理学 (地誌を含む。)	○外国史 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○外国史 II	2	2	2	2	2	○	○		
		「法律学、政治学」	法思想史						○	○		
			西洋政治史						○	○		
			政治思想史						○	○		
			国際関係史						○	○		
			経済史 I						○	○		
		「社会学、経済学」	経済史 II						○	○		
			○人文地理学 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○人文地理学 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○自然地理学 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○自然地理学 II	2	2	2	2	2	○	○		
		「哲学、倫理学、宗教学」	○地誌 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○地誌 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○法學の基礎	2	2	2	2	2	○	○		
			○憲法 I						○	○		
			○憲法 II (人権)						○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○憲法 II (統治)						○	○		
			○民法総則 I						○	○		
			○民法総則 II						○	○		
			○刑法総論 I						○	○		
			○刑法各論 I						○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○行政法総論 I						○	○		
			○少年法						○	○		
			○労働基準法						○	○		
			○地域共生論						○	○		
			○国際法 I						○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○国際法 II						○	○		
			○国際法 III						○	○		
			○政治学入門						○	○		
			○政治学原論 I						○	○		
			○政治学原論 II						○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○国際政治学						○	○		
			○政治過程論						○	○		
			○政治制度論						○	○		
			○比較政治学						○	○		
			○経済学入門	2	2	2	2	2	○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○ミクロ経済学 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○ミクロ経済学 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○マクロ経済学 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○マクロ経済学 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○社会経済学 I	2	2	2	2	2	○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会経済学 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○日本経済論 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○日本経済論 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○金融論 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○金融論 II	2	2	2	2	2	○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会学概説	2	2	2	2	2	○	○		
			○哲学概説 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○哲学概説 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○法哲学	2	2	2	2	2	○	○		
			○倫理学概説 I	2	2	2	2	2	○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○倫理学概説 II	2	2	2	2	2	○	○		
			○宗教学概説	2	2	2	2	2	○	○		
			○心理学概説	2	2	2	2	2	○	○		
			○社会・地理歴史科教育法 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○社会・地理歴史科教育法 II	2	2	2	2	2	○	○		
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○社会・公民科教育法 I	2	2	2	2	2	○	○		
			○社会・公民科教育法 II	2	2	2	2	2	○	○		

免許状の種類 法定単位数	最低修得 単位数	各科目に含める ことが必要な事項	本学の開設授業科目				配 当 年 次				備 考		
			授 業 科 目	単位数		配 当 年 次							
				必修	選択	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年
			日本史	2	2	2	2	2	2	○	○	○	○
			○日本史概説 I	2	2	2	2	2	2	○	○	○	○
			○日本史概説 II	2	2	2	2	2	2	○	○	○	○
			日本法制史							○	○	○	○
			日本政治史										

4) 履修上の注意事項

○ 教職課程の登録について

教職課程関連科目を履修するためには、教職課程の登録が必要です。登録方法は次のとおりです。

①Web履修登録

②教務課に「教職課程履修登録書」を提出してください。

特に、上記②の提出がない場合、教職課程の履修登録が完了できません。

なお、「教職課程履修登録書」提出後に履修を辞退する場合は、教務課に必ず「教職課程辞退届」を提出してください。

* 編入学生で教職課程の履修登録を希望する学生は、事前に教務課に相談してください。

○ 教職課程関連科目の履修について

教職課程関連科目は以下の区分で構成され、「教育の基礎的理解に関する科目等」以外は卒業単位に含まれます。

- ①「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ②「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」に含まれる科目（卒業単位に含まれる）
- ③「大学が独自に設定する科目」（卒業単位に含まれる）
- ④「教員免許法施行規則第66条の6に定める科目」（卒業単位に含まれる）

○ 教育実習要件について

教育実習に参加するためには、原則として次の要件をすべて満たさなければなりません。

- ①参加の前の学年までに「教職論」、「教育基礎論」、「学校教育心理学」の単位を修得していること。
- ②参加の前の学年までに「社会・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会・地理歴史科教育法Ⅱ」、「社会・公民科教育法Ⅰ」「社会・公民科教育法Ⅱ」から、いずれか2科目4単位を修得していること。
- ③卒業見込みであること。
- ④教育実習に必要な所定の手続きをすべて完了していること。

5) 各種申請手続きについて

○ オリエンテーション／ガイダンス等

オリエンテーション／ガイダンスでは、教職課程の履修を進める上で必要な手続きについての説明を行います。教職課程履修生は、各種オリエンテーションおよびガイダンスに必ず出席し、所定の手続きを行ってください。

やむを得ず、期日までに手続きができない場合や、オリエンテーションやガイダンスに出席できない場合は、必ず事前に教務課へ連絡してください。事前の連絡なしに欠席したり、所定の手続きが遅れたり、行わない場合は、教職課程の履修が取り消される場合があります。

○ 教員免許状の申請について

教員免許状は本人の申請に基づき、授与権者である都道府県の教育委員会が授与します。授与された教員免許状は、全ての都道府県において効力を有します。

本学で教員免許状を取得する場合は、大阪府教育委員会に一括申請を行います。4年次秋学期の説明会で申請方法等について説明しますので、必ず出席してください。(所定の手続きが遅れたり、行わない場合は、個人で申請手続を行うことになります。)

また、編入学生などで、他大学で修得した単位と本学で修得した単位を合算して、免許状を申請する場合は、個人申請となります。申請手続きは都道府県によって異なりますので、当該教育委員会に、直接問い合わせてください。個人申請をする際に必要な書類のうち、「学力に関する証明書」については、教務課に申請してください。なお、学力に関する証明書は発行までに1週間程度かかります。

○ 各種手続費用について

教員免許状取得までにかかる諸費用は、おおよそ以下の通りです。納入方法・時期・手続き等の詳細は、各オリエンテーションおよびガイダンスで説明します。

教育実習費

教育実習費*	実習期間が2週間の場合 実習期間が3週間の場合 実習期間が4週間の場合	12,000円 17,000円 22,000円
介護等の体験費	社会福祉施設 特別支援学校	11,000円 2,000円
教員免許状申請手数料	1免許種につき	3,600円

*教育実習費は自治体によって金額が異なる場合があります。

※現時点での費用であり、今後変更になる可能性があります。

6) 介護等の体験について

中学校1種免許状を取得する場合、1998年4月1日施行の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、「介護等の体験」(障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの人々との交流等の体験)が必要です。

介護等の体験の趣旨は、「教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、高齢者、障害者など社会的に弱い立場にある人々についての理解を深め、共に生きる社会を実現する役割を自覚し、生徒の指導に活用するところにある」とされています。

介護等の体験は、4年次の教員免許状一括申請前までに参加することになっており、本学では3年次生が対象となっています。合計7日間(社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間)の介護等の体験を行うと、受入先機関から証明書が発行されます。この証明書は、教員免許状の申請時に提出が必須となります。

介護等の体験の受入先は、特別支援学校については教育委員会が、社会福祉施設については社会福祉協議会が管轄しています。実施の時期については学生が指定することはできません。大学側で一括して申請します。

介護等の体験を行うには、事前にオリエンテーション／ガイダンスに出席し、所定の申込手続きを行うことが必須条件となりますので、中学校1種免許状取得希望者は、必ず参加してください。

介護等の体験に参加する際には、オリエンテーション／ガイダンスの説明を十分に理解して参加する必要があります。些細なことでも不明な点は教務課に問い合わせ、指示どおり対処するようにしてください。

なお、介護等の体験を終えても単位は認定されません。また、高等学校一種免許状のみの取得を希望する場合は、介護等の体験を行う必要はありません。

7) 教育実習について

教育実習は、教職を志望する学生が、中学校や高等学校の教育現場の現実に触れながら、大学で学んだ理論や知識を活かすとともに、教育現場で必要な実践的な知識・技能・態度等の基礎を習得するものです。

教育実習は、教職課程履修のクライマックスともいべきものであり、それまで教職課程で学んできたことを実際に教壇に立つて授業する経験を得るだけでなく、教育活動の全般にわたって理解を深め、教員として必要な知識、技能や態度などを身につけることが目的となっています。

中学校、高等学校における教育実習は、実習校での正規の教育活動の中で行われます。実習生であっても、その学校の教員として、自覚と責任を持って参加し、その学校の教育目標を理解して、校則、規律等を守り、勤務時間内だけでなく、部活動、家庭での準備等実習期間全体を通して教育活動に専念しなければなりません。

教育実習生の受け入れは、各校にとって義務ではなく、未来の教員育成という高邁な立場からの好意と協力によって実施されていることも十分理解してください。

教育実習への安易な気持ちでの参加は、結果として実習受入校に大きな迷惑を及ぼす原因にもなりかねません。教育実習に臨むためには、教育実習ガイダンス等に全て出席し、実習受入校や教育委員会とのすべての手続きなどが完了していて、所定の教職課程関連科目を修得していることが参加の条件となります。ガイダンス等に事前の連絡なしに欠席したり、所定の手続きが遅れた

り、行わなかつたりした場合は、教育実習を辞退してもらうこともあり得ますので、十分に注意してください。

教育実習参加者が以上の点を十分に理解することなく、教育実習に参加することは、自らの教員免許状取得を困難にするだけでなく、受入校での次年度以降の教育実習実施を困難にする恐れがあり、本学における教育実習制度を脅かすことにもなります。

教育実習にあたっては、ガイダンス等での説明をよく聞き、慎重を期す態度と十分な事前準備が必要です。些細なことでも不明な点は、介護等の体験同様、教務課に問い合わせ、指示どおり対処してください。

8) 学校ボランティア・学校インターンシップについて

本学が実施する学校ボランティア・学校インターンシップは、主に八尾市または東大阪市内の小・中学校で、授業中の学習支援補助や課外活動、学校行事の補助等、学校現場における諸活動を本学学生が支援・補助する内容となっています。

2010年度より学校ボランティアは共通教育科目として開講されることになりました。所定の要件を満たせば、参加者には単位（2単位）が付与されます。なお、学校ボランティアの詳細については、説明会、シラバスや第1回目の授業での説明等により確認するようにしてください。

学校インターンシップの活動内容も、基本的には学校ボランティアとほぼ同じ内容となっていますが、他のインターンシップ同様、夏季休業期間中（8月上旬～9月下旬）に実施され、学校現場における諸活動と事前・事後指導及び終了後の体験報告会に参加する必要があります。学校インターンシップ参加者も、所定の要件を充たすと、単位（2単位）が付与されます（学校インターンシップの詳細については、キャリアセンターで確認してください。）。

学校ボランティア・学校インターンシップへの参加を通じて、幅広く学校現場を体験しながら、直接生徒とふれあうことで、教員として必要な「現場での実践力」を身につけることができます。また、学校での活動経験を積み重ねることにより、教員としての適性を自分で見極めるよい機会にもなります。また、地域や社会に貢献できるだけでなく、自分自身の成長にも大きな助けとなるのが、特徴だといえます。

さらに、近年の教員採用試験では、学校ボランティアや学校インターンシップへの参加経験の有無を応募書類や面接で確認される傾向が強くなっています。教職をめざす学生にとっては、重要な活動となっています。

参加を希望する学生、興味・関心のある学生は、ガイダンス・説明会等に参加してください。

(6) 教職課程に関するサポート体制

本学では、登録・履修をはじめ、教職課程全般に関する相談、教員採用試験に関する図書、雑誌、中学校（社会）、高校（地理歴史、公民）の教科書の閲覧・貸出、教職課程履修生のための学習室の利用案内など、教職を目指す学生を全面的にサポートしています。

○ 教職課程学習室の利用について

教職課程履修生を対象に、花岡キャンパスD号館2階の学習室および、八尾駅前キャンパス5階502演習室の利用案内を行っています。教育実習など授業の事前準備や教員採用試験の合格を目指して集中的に学習に取り組みたい学生は、積極的に活用してください。学習室（花岡キャンパスD号館2階）の利用を希望する学生は、教務課までお問い合わせください。

○ 教科書・資料等の閲覧・貸出について

学習室・図書館に、教職課程科目や教員採用試験に関する図書、雑誌、中学校（社会）、高校（地理歴史、公民）の教科書等を配架し、閲覧が可能となっています。

授業の予習・復習、教育実習、教員採用試験の準備などに活用してください。

○ 教職課程の履修に関する相談について

教職課程の科目を履修するにあたっては、しっかりとした履修・学修計画が求められます。

教職課程の履修に関して、わからないことや疑問があれば、教務課でおたずねください。また、授業に関しての質問等については、オフィスアワー等を利用し、直接担当教員に遠慮なく尋ねてください。

資料

大阪経済法科大学学則

第1章 総則

- 第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究とともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを使命とする。
- 第1条の2 本大学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、文部科学大臣が指定する認証評価機関による認証評価を受けるものとする。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。
- 第1条の3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 学部及び学科等

- 第2条 本大学に次の学部及び学科を置く。

経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
法学部	法律学科
国際学部	国際学科

- 2 各学部学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
- (1) 経済学部経済学科は、経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
- (2) 経営学部経営学科は、経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
- (3) 法学部法律学科は、基礎的な法学教育を土台として、法学を中心とする高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。
- (4) 国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。

- 第2条の2 削除
- 第2条の3 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院に関する学則は、別に定める。

- 第3条 各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	220名	880名
経営学部	経営学科	220名	880名
法学部	法律学科	260名	1,040名
国際学部	国際学科	200名	800名

第3章 授業科目

- 第4条 本大学の授業科目を共通教育科目と専門教育科目に分ける。
- 2 共通教育科目は、別表1のとおりとする。
- 3 各学部において開設する専門教育科目は、別表2のとおりとする。

第4章 修業年限、履修方法及び単位

- 第5条 本大学の修業年限は、4年とする。
- 2 在学年数は、8年を超えることができない。
- 第6条 削除

第7条 各学部学科の学生の卒業に要する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 経済学部経済学科

授業科目	単位数
共通教育科目	20単位以上
専門教育科目	90単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から14単位	
合計	124単位

- (2) 経営学部経営学科

授業科目	単位数
共通教育科目	20単位以上
専門教育科目	90単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から14単位	
合計	124単位

- (3) 法学部法律学科

授業科目	単位数
共通教育科目	20単位以上
専門教育科目	90単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から14単位	
合計	124単位

- (4) 国際学部国際学科

授業科目	単位数
共通教育科目	14単位以上
専門教育科目	90単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から20単位	
合計	124単位

- 2 各学部の学生の卒業に要する単位数には、他学部の専門教育科目の履修により修得した単位を含めることができる。

- 3 履修方法その他細則については、別に定める。

- 第7条の2 年間に修得すべき標準的な単位数は、31単位とする。

- 2 前項の単位数を下回る学生には、修学指導を実施する場合がある。

- 第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 外国語は、30時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 実験、実習及び体育の実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

- 第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本大学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

- 4 本大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 第9条 経済学部経済学科及び法学部法律学科にそれぞれの教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状の所要資格を得させるための課程（教職課程）を置く。
- 2 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、必要な授業科目の単位を修得しなければならない。
- 3 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者のために、開設する授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。
- 4 本大学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

経済学部経済学科	中学校 教諭 一種免許状（社会）
	高等学校教諭 一種免許状（地理歴史）
	高等学校教諭 一種免許状（公民）
法学部法律学科	中学校 教諭 一種免許状（社会）
	高等学校教諭 一種免許状（地理歴史）
	高等学校教諭 一種免許状（公民）

第5章 授業科目修了の認定及び学士の学位

- 第10条 学生は、指定された期日内に履修希望の授業科目を届け出て承認を得なければならない。
- 第11条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適切な方法による。ただし、演習、実験、実習及び体育の実技等は、平常の成績によることができる。
- 第12条 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。
- 第13条 授業科目修了の認定は、秀・優・良・可・不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。
- 第14条 合格した授業科目については、所定の単位の修得を認める。
- 第14条の2 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 5 前各項の定めにより、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。
- 第15条 4年以上在学して、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。
- 第16条 前条により卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。
- | | |
|-----------|---------|
| 経済学部 経済学科 | 学士（経済学） |
| 経営学部 経営学科 | 学士（経営学） |
| 法学部 法律学科 | 学士（法学） |
| 国際学部 国際学科 | 学士（国際学） |

第6章 学年・学期及び休業日

- 第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第18条 学年は、次の2学期に分ける。
- 春学期 4月1日から 9月30日まで
秋学期 10月1日から 翌年3月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。
- 第19条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本大学創立記念日（4月26日）

- (2) 春季休業 3月21日から4月7日まで
(3) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
(4) 冬季休業 12月24日から1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第7章 入学、転学部、転学科、休学及び退学

- 第20条 入学の時期は、毎学年始めとする。
- 第21条 本大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校の卒業者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学が認めた者
- 第22条 入学者は、検定によって決定する。入学者検定の方法は、その都度定める。
- 第23条 入学に必要な手続は、別に定める。
- 第24条 本大学に編入学又は転入学を願い出る者があるときは、選考の上、相當年次に入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - (5) その他相当の年齢に達し、前各号に規定する者と同等以上の学力があると本大学が認めた者
- 第25条 本大学に在学する者で、転学部又は転学科を願い出る者があるときは、選考の上、許可することができる。
- 第26条 第24条及び第25条の取扱いに関しては、別に定める。
- 第27条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学又は退学を願い出たときは、これを許可することができる。
- 2 休学の期間は、継続2年以内とし、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第5条及び第15条に規定する在学期間に算入しない。
- 第28条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、許可することができる。
- 2 前条により休学した者が復学を願い出たときは、許可を得て復学することができる。
- 第28条の2 入学、転学部、転学科、休学、退学、再入学及び復学は、教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 第29条 他の大学へ入学又は転学を願い出ようとする者は、教授会の審議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第8章 留学及び外国人留学生

- 第30条 本大学と学生交換に関する協定を締結している外国の大学又はその他の外国の大学に留学を希望する者があるときは、これを許可することができる。
- 2 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学を願い出る者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 3 前項の外国人留学生に対しては、第4条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。日本語科目及び日本事情に関する科目について、その開設する授業科目及び単位数は、別表4のとおりとする。
- 第30条の2 留学及び外国人留学生の入学は、教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 第31条 留学及び外国人留学生の取扱いに関しては、別に定める。

第9章 聴講生、科目等履修生及び単位互換履修生

- 第32条 特定の授業科目について聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として許可することができる。
- 2 聴講生の取扱いに関しては、別に定める。
- 第32条の2 特定の授業科目について科目等履修を願い出る者があるときは、本学学生の修学の妨げにならない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した科目については、単位を与える。
 3 科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。
第32条の3 本大学と協定のある他大学の学生で、協定に基づき本大学が提供する授業科目について履修を願い出る者があるときは、選考の上、単位互換履修生として許可することがある。
 2 単位互換履修生の取扱いに関しては、別に定める。

第10章 賞罰

- 第33条** 特に学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の模範となる者は、これを表彰する。
第34条 学生に本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認めたときは、懲戒を加える。
第35条 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。退学は、次の各号の一に該当する者について行う。
 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 2 学生懲戒の取扱いに関しては、別に定める。

第11章 入学検定料、科目等履修生検定料、転学部検定料、転学科検定料、入学金、授業料、在籍料、聴講料、履修登録料及び履修料

- 第36条** 本大学に入学を出願する者は、別表5に定める入学検定料を納付しなければならない。
 2 科目等履修生として出願する者は、別表6に定める科目等履修生検定料を納付しなければならない。
 3 転学部又は転学科を出願する者は、別表7に定める転学部検定料又は転学科検定料を納付しなければならない。
第37条 本大学に入学を許可された者は、別表8に定める入学金を納付しなければならない。
第38条 学生は、別表9に定める授業料を納付しなければならない。
 2 所定の期間内に休学願を提出しがれが許可された場合は、前項にかかわらず、別表10に定める在籍料を納付しなければならない。
第38条の2 本大学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、入学金及び授業料の減免を実施する。
 2 前項の減免の取扱いについては、別に定める。
第39条 聴講生は、別表11に定める聴講料を納付しなければならない。
第39条の2 科目等履修生は別表12に定める履修登録料及び履修料を納付しなければならない。
第40条 入学検定料、科目等履修生検定料、転学部検定料、転学科検定料、入学金、授業料、在籍料、聴講料、履修登録料及び履修料等の徴収については別に定める。
第41条 既納の入学検定料、科目等履修生検定料、転学部検定料、転学科検定料、入学金、授業料、在籍料、聴講料、履修登録料及び履修料等は、別に定めのある場合を除き返還しない。
第42条 授業料、在籍料その他の学費の納付を怠った者は、除籍する。
 2 前項により除籍された者が復籍を願い出たときは、選考の上許可することがある。

第12章 教職員組織

- 第43条** 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。
 2 教職員に関する規定は、別に定める。
第43条の2 学長は、大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営する。

第13章 図書館

- 第44条** 本大学に図書館を置く。
 2 図書館に関する規定は、別に定める。

第14章 附属研究機関

- 第45条** 本大学に次の附属研究機関を置く。
 (1) 21世紀社会総合研究センター
 (2) 地域総合研究所
 (3) アジア研究所
 (4) アジア太平洋研究センター
 2 前項に規定する研究機関に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 教授会

- 第46条** 本大学に学部教授会を置く。
第47条 削除
第48条 削除
第49条 削除
第50条 各学部は、各学部所属の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成され、各学部長が招集して議長となる。
第51条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 (1) 学生の入学、再入学及び卒業
 (2) 学位の授与
 (3) 教育課程編成に関する事項
 (4) 学生の転学部、転学科、他大学への入学又は転学、休学、退学、復学及び留学に関する事項
 (5) 学生の懲戒処分に関する事項
 (6) 教員資格審査に関する事項
 (7) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が定めるもの
 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
第52条 各学部の教授会に関する規定は、別に定める。

第16章 大学協議会

- 第53条** 本大学に大学の運営に関する重要事項について審議するため、大学協議会を置く。
第54条 削除
第55条 削除
第56条 大学協議会に関する規定は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。ただし、別表2(2)の新規開設科目については、令和4年度以前の入学者にも適用する。
- 3 経営学部経営学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和5年度、令和6年度及び令和7年度については次のとおりとする。

学部学科	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経営学部 経営学科	820名	840名	860名

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第7条、別表1、別表2、別表3及び別表4の改正は、令和5年度入学者から適用し、令和4年度以前の入学者の卒業要件及び授業科目等については、なお従前の例による。ただし、別表1及び別表2(1)(2)(3)の新規開設科目、並びに別表2(4)の新規開設科目のうち卒業論文、留学・体験科目、キャリア形成科目及び技能資格関連科目については、令和4年度以前の入学者にも適用する。

<別表1>

令和5年度 共通教育科目（経済学部経済学科、経営学部経営学科、法学部法律学科及び国際学部国際学科）

区分	授業科目	単位	開設学部				備 考
			経済学部	経営学部	法学部	国際学部	
外国語科目	英語A	1	○	○	○		経済学部、経営学部及び法学部は、4科目4単位必修。ただし、外国人留学生は、英語科目の必修要件を、別表4に定める日本語Ⅰ、日本語Ⅱ、日本語Ⅲ、日本語Ⅳ、日本語Ⅴ、日本語Ⅵのいずれか2科目4単位の修得をもって満たすことができる。
	英語B	1	○	○	○		
	英語C	1	○	○	○		
	英語D	1	○	○	○		
	英語総合演習A	2	○	○	○		
	英語総合演習B	2	○	○	○		
	英語コミュニケーション演習A	2	○	○	○		
	英語コミュニケーション演習B	2	○	○	○		
	中国語A	1	○	○	○	○	
	中国語B	1	○	○	○	○	
	中国語総合演習A	2	○	○	○	○	
	中国語総合演習B	2	○	○	○	○	
	中国語コミュニケーション演習A	2	○	○	○	○	
	中国語コミュニケーション演習B	2	○	○	○	○	
	韓国語A	1	○	○	○	○	
	韓国語B	1	○	○	○	○	
	韓国語総合演習A	2	○	○	○	○	
	韓国語総合演習B	2	○	○	○	○	
	韓国語コミュニケーション演習A	2	○	○	○	○	
	韓国語コミュニケーション演習B	2	○	○	○	○	
文章作成 読解分野	文章作成 I	2	○	○	○	○	
	文章作成 II	2	○	○	○	○	
	文章理解	2	○	○	○	○	
人文・社会分野	哲学	2	○	○	○	○	
	倫理学	2	○	○	○	○	
	論理学	2	○	○	○	○	
	日本史	2	○	○	○	○	
	世界史	2	○	○	○	○	
	文学	2	○	○	○	○	
	心理学	2	○	○	○	○	
	芸術学	2	○	○	○	○	
	日本国憲法	2	○	○	○	○	
	地理学	2	○	○	○	○	
教養科目 数理・自然分野	社会学	2	○	○	○	○	
	数的処理 IA	2	○	○	○	○	
	数的処理 IB	2	○	○	○	○	
	数的処理 II A	2	○	○	○	○	
	数的処理 II B	2	○	○	○	○	
	数的推理(数の性質)	2	○	○	○	○	
	数的推理(確率と図形)	2	○	○	○	○	
	判断推理(論理)	2	○	○	○	○	
	判断推理(图形)	2	○	○	○	○	
	資料解釈	2	○	○	○	○	
情報分野	データサイエンス	2	○	○	○	○	
	科学の歴史	2	○	○	○	○	
	現代社会と科学	2	○	○	○	○	
	生命科学と人間	2	○	○	○	○	
	AIと産業・社会	2	○	○	○	○	
	情報ストラテジ	2	○	○	○	○	
	情報マネジメント	2	○	○	○	○	
	情報テクノロジ	2	○	○	○	○	
	情報科学演習	2	○	○	○	○	
	プログラミング I	2	○	○	○	○	
情報分野	プログラミング II	2	○	○	○	○	
	プログラミングのための情報数理	2	○	○	○	○	
	情報セキュリティ	2	○	○	○	○	
	ワープロ実践	2	○	○	○	○	
	表計算実践	2	○	○	○	○	
	データベース実践	2	○	○	○	○	
	デジタルプレゼンテーション	2	○	○	○	○	
	ワープロ応用	2	○	○	○	○	
	表計算応用	2	○	○	○	○	

区分	授業科目	単位	開設学部				備 考
			経済学部	経営学部	法学部	国際学部	
スポーツ・健康分野 教養科目	体育実技A	1	○	○	○	○	
	体育実技B	1	○	○	○	○	
	生涯スポーツA	1	○	○	○	○	
	生涯スポーツB	1	○	○	○	○	
	トレーニング演習A	2	○	○	○	○	
	トレーニング演習B	2	○	○	○	○	
	スポーツ論	2	○	○	○	○	
	スポーツ指導論	2	○	○	○	○	
	スポーツ管理論	2	○	○	○	○	
	現代社会と健康	2	○	○	○	○	
総合分野 海外留学科目	飢餓と貧困	2	○	○	○	○	
	平和学	2	○	○	○	○	
	地球と環境	2	○	○	○	○	
	気候変動と社会	2	○	○	○	○	
	資源・エネルギーと社会	2	○	○	○	○	
	ジェンダーと社会	2	○	○	○	○	
	現代社会と人権	2	○	○	○	○	
	現代社会と教育	2	○	○	○	○	
	学校ボランティア	2	○	○	○	○	
	教養特別講義A	2	○	○	○	○	
技術資格関連科目	教養特別講義B	2	○	○	○	○	
	英検	2	○	○	○	○	
	TOEIC	2	○	○	○	○	
	TOEFL	2	○	○	○	○	
	IELTS	2	○	○	○	○	
	中国語検定	2	○	○	○	○	
	中国漢語水平考試(HSK)	2	○	○	○	○	
	韓国語能力試験	2	○	○	○	○	
	ハングル能力検定試験	2	○	○	○	○	
	IT資格初級	1	○	○	○	○	

<別表3>

各教科の指導法及び教育の基礎的理義に関する科目等

授業科目	単位	備考
社会・地理歴史科教育法 I	2	
社会・地理歴史科教育法 II	2	
社会・公民科教育法 I	2	
社会・公民科教育法 II	2	
教育基礎論	2	
教職論	2	
教育行政学	2	
学校教育心理学	2	
特別支援教育概論	1	
教育課程論	2	
道徳理論と指導法	2	
総合的な学習の時間の指導法	2	
特別活動論	2	
教育の方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	
生徒指導・進路指導論	2	
教育相談論	2	
教育実践指導論	2	
教育実習 I	2	
教育実習 II	2	
教職実践演習	2	

<別表4>

日本語及び日本事情に関する科目

(1) 日本語科目

区分	授業科目	単位	備考
共通教育科目	日本語 I	2	2科目4単位選択必修。 経済学部、経営学部、法学部のみ開設。 国際学部の科目は、別表2(4)において定める。
	日本語 II	2	
	日本語 III	2	
	日本語 IV	2	
	日本語 V	2	
	日本語 VI	2	
	日本語読解	1	
	日本語会話	1	
	日本語表現	1	
	日本語総合演習A	2	
	日本語総合演習B	2	

(2) 日本事情に関する科目

区分	授業科目	単位	備考
共通教育科目	留学生科目	現代日本事情A	2
		現代日本事情B	2

大阪経済法科大学法学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪経済法科大学学則第7条第3項の規定に基づき、大阪経済法科大学法学部学生（以下「学生」という。）の授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、必修科目、選択必修科目、履修指定科目及び自由選択科目に分ける。

2 法学部において開設する授業科目及び単位数等は、別表1のとおりとする。

(コース制)

第3条 法学部に、次の各号に掲げるコースを置く。

(1) 法曹・法律専門職コース
(2) 公務員コース
(3) 企業法務コース

2 学生は、2年次に、前項に定めるコースのいずれかを選択しなければならない。

3 コースの変更は、原則として認めない。ただし、修学上必要と認める場合は、法学部長は、コースの変更を許可することができる。

(卒業に必要な単位数)

第4条 学生の卒業に必要な授業科目及び単位数は、次のとおりとする。

	授業科目	卒業に要する単位数
A欄	共通教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○必修要件 <ul style="list-style-type: none"> ・英語A、英語B、英語C、英語Dの4科目4単位必修 ただし、外国人留学生は、英語科目の必修要件を、日本語I、日本語II、日本語III、日本語IV、日本語V、日本語VIのいずれか2科目4単位の修得をもって満たすことができる。
B欄	専門教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○必修要件 <ul style="list-style-type: none"> ・法学の基礎、憲法I、民法総則I、刑法総論I、情報処理基礎、データサイエンス基礎の6科目12単位必修 ・憲法II（人権）、憲法II（統治）、行政法総論I、行政法総論II、民法総則II、物権法I、物権法II、債権総論I、債権総論II、債権各論I、債権各論II、家族法I、家族法II、刑法各論I、ビジネス法務、労働基準法から20単位選択必修 ・コース基本科目から24単位選択必修 ○経済学部開講の専門教育科目のうち、別に定める授業科目の単位を、24単位までB欄の専門教育科目の卒業に要する単位に算入できる。
C欄	その他共通教育科目又は専門教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○共通教育科目及び専門教育科目から14単位 ○技能資格等及び専門教育科目区分の教職課程関連に関する単位は、C欄のその他共通教育科目又は専門教育科目の卒業に要する単位にのみ算入できる。
	合計	124単位

2 卒業見込み証明書は、4年次以上の春学期において前年度末までに80単位以上修得し、かつ履修科目により卒業要件を満たす者、又は4年次以上の秋学期において履修科目により卒業要件を満たす者に発行する。

(履修の届出)

- 第5条 学生は、各学期に履修を希望する科目を所定の期日までに届け出て承認を得なければならない。ただし、通年科目については、春学期に届け出るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、4年次以上の学生は、春学期に、秋学期において履修を希望する科目も届け出なければならない。
- 3 履修の届け出をしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。

(履修の上限)

- 第6条 年間及び各学期において履修できる単位数の上限は、年間履修上限を48単位、学期履修上限を24単位とする。ただし、前年度のGPA（年間）が、3.50以上の学生については、年間履修上限を52単位、学期履修上限を26単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生については、年間履修上限を60単位、学期履修上限を30単位とする。
- 3 第1項の履修上限には、次の各号に掲げる科目を含まない。
- (1) 夏季又は春季休業中等に集中授業を行う科目
 - (2) 教職課程科目のうち卒業要件に含まれない科目
 - (3) 海外留学科目
 - (4) インターンシップ
 - (5) 海外フィールドスタディ
 - (6) 大学コンソーシアム大阪の単位互換科目
- 4 教職課程履修学生及び半年以上の留学参加学生等が、第1項の上限を超えて履修を希望する場合は、法学部長がその理由を判断の上、許可することができる。

(履修の取り消し)

- 第7条 学生が、各学期において履修を届け出て承認を受けた科目の登録の取り消しを希望する場合は、所定の期日に手続きをして許可を得なければならない。
- 2 前項により許可を得た場合でも、あらたに別の科目を登録することはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の科目は、履修登録を取り消すことができない。
- (1) 履修指定科目
 - (2) 履修を許可する学生を選考する科目

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

(教職課程)

- 第11条 中学校又は高等学校の教員免許状の所要資格を得ようとする者は、別表2に定める科目の単位を、所定の方法により修得しなければならない。
- 2 教職課程の履修を希望する学生は、毎学期始めに登録を行わなければならない。

(教育実習)

- 第12条 学生が教育実習に参加するためには、原則として次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- (1) 前年度末までに「教職論」、「教育基礎論」、「学校教育心理学」の単位を修得していること。
 - (2) 前年度末までに「社会・地理歴史科教育法Ⅰ」、「社会・地理歴史科教育法Ⅱ」、「社会・公民科教育法Ⅰ」、「社会・公民科教育法Ⅱ」から、いずれか2科目4単位を修得していること。
 - (3) 卒業見込みであること。
 - (4) 教育実習に必要な所定の手続きをすべて完了していること。

(教員免許状出願手続)

- 第13条 第11条に定める単位を修得した者は、所定の期間及び方法により手数料を添えて教員免許状の交付事務を大学に依頼することができる。
- 2 教員免許状交付に必要な所定の手続きを行わない場合は、大学は、交付事務を行わない。

(試験の区分)

- 第14条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験及び卒業再試験とする。
- 2 定期試験は、学期末試験期間中に実施される試験をいう。
 - 3 臨時試験は、担当教員が必要に応じて臨時に実施される試験をいう。
 - 4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができなかった者に対して行う試験をいう。
 - 5 卒業再試験は、当該年度の卒業予定者で、定期試験に不合格となったときに、その試験に合格することによって卒業要件を満たすことができるものに対して行う試験をいう。

(成績評価等)

- 第15条 成績評価は、試験その他平素の成績を総合して行うものとする。
- 2 成績は、最高評点を100点、合格点を60点以上とし、成績評価の評語、GP (Grade Point)、評点及び評価基準は、次のとおりとする。

評語		GP	評点	評価基準
秀	S	4	90点以上	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、特に優れた成果を修めている。
優	A	3	80点以上 89点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、優れた成果を修めている。
良	B	2	70点以上 79点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、良好な成果を修めている。
可	C	1	60点以上 69点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成している。
不可	D	0	59点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成していない。

3 編入学、留学及び技能資格等により単位を認定した科目の評価は、「認定」とする。

4 GPA (Grade Point Average) の算定は、次の計算式による。ただし、第4条に定める卒業に要する単位に含まれない科目及び「認定」と評価した科目については、GPAの算定には含めない。

$$\text{GPA} = (\text{履修科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{ の総和} / (\text{履修科目の総単位数})$$

(卒業の認定)

- 第16条 4年以上在学し、法学部の所定の課程を修めた者には、卒業を認定する。
- 2 春学期末において所定の課程を修めた者には、春学期末の卒業を認定する。

(その他)

- 第17条 学則及びこの規程に定めのない事項については、法学部教授会の審議を経て、学長がこれを定める。

附則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 2022年度以前の入学者の卒業要件、授業科目及び教職課程等については、なお従前の例による。ただし、別表1 (1) (2) の新規開設科目については、2022年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 2022年度以前の入学者の履修の上限については、なお従前の例による。

別表は掲載を省略しています。

MEMO

MEMO

2023年度 履修要項

法 学 部

発行日 2023年4月1日
大阪経済法科大学

〈花岡キャンパス〉
〒 581-8511 大阪府八尾市楽音寺 6-10
TEL 072-920-7062 (教務課)
TEL 072-941-8211 (代表)

〈八尾駅前キャンパス〉
〒 581-8522 大阪府八尾市北本町 2-10-45
TEL 072-920-4711 (代表)



大阪経済法科大学

<https://www.keiho-u.ac.jp>

〈花岡キャンパス〉

〒581-8511 大阪府八尾市楽音寺6-10

TEL 072-920-7062(教務課)

TEL 072-941-8211(代表)

〈八尾駅前キャンパス〉

〒581-8522 大阪府八尾市北本町2-10-45

TEL 072-920-4711(代表)